

第四章 文教の興起と制度の更新

第一節 禪宗の興隆と宋學の布唱

近世文化の胎動期
 海外文化の吸收
 薩摩の地理的條件
 宋學の興起と禪宗の隆盛

應仁亂後は、所謂亂離暗黒の時代であるが、一方に於て近世文化の胎動期として新しく見直されなければならない時代である。それは一は應仁の亂によつて、從來中央貴紳に依つて獨占されてゐた文化が地方武士の間に傳播されたこと、一は新たに擡頭して來た地方豪族の勢力確立と共に、地方文化の發達したことに據るところが多いのである。更に室町幕府のみならず、地方諸侯の明朝鮮との通交が盛んになると共に、主として禪僧の手によつて彼地の文化を輸入するに役立つたのである。薩隅地方の特異な地理的條件は、この點に於て、他地方よりも却て幸であり、近畿地方の混亂状態を傍觀して獨自の地方文化を温めるに充分にして、又他方海洋を隔て、直接明朝鮮の文化を吸收する便宜があつたからである。併してこの地に起つた文運の最も著しいものを宋學の興起とし、而して之は實に禪宗の隆盛に隨伴したものである。

感應寺中興雲山
 積善寺の開山東峰
 大慈寺開山玉山

大願寺の天祥一麟
 元久禪宗に歸依篤し
 正龍寺開山虎森
 廣濟寺開山南仲
 福昌寺開山石屋

薩摩に於ける禪宗の隆盛は島津元久の時代よりして鬱然として見るべきものがあるが、既に貞久の時、雲山東峰、玉山の三禪伯の勸化があり、雲山は野田感應寺の中興となり、東峰正は川邊善積寺の開山として、薩摩洞宗明峰派の祖となり、又玉山玄（正平六年五月）は志布志大慈寺に開山となつた。就中玉山は信濃の人、井上氏、無關普門の弟子で、入元參學八年の久しきに及んだ禿衲であり、楡井氏の歸依を得て寺運一時大いに榮えた。次いで永和三年、五山の逸足天祥一麟（應永四年）の來つて大願寺に在り、薩北祁答院澁谷氏の歸依によつて教化に與つた。〔註〕應永に至つて、元久は禪宗に歸依すること頗る篤く、俱に五山の名納蒙山の門なる虎森南仲、石屋の三僧、應永年間相尋で出で、大いに薩摩の文運を促進した。即ち虎森（應永廿七年七月十九日寂）は山川正龍寺の開山となり、南仲（應永廿八年十二月十九日寂）は伊集院廣濟寺の開山となり、石屋（應永卅五年十一月十九日寂）は鹿兒島福昌寺を開いた。この内、南仲、石屋は共に伊集院忠國の出で、南仲はその第六子にして、名を景周といひ、石屋はその第十一子、諱を眞梁といひ、共に一山國師の弟子たる蒙山に南禪寺に就いた。就中石屋眞梁は當時儒僧の冠冕たる中巖にも從ひ、又義堂にも親しかつたから、儒教に於ても造詣が深かつたと思はれる。道法

妙圓寺

上に於ては最も丹波の永澤寺通幻に私淑すること深かつた。明徳元年、兄伊集院久氏道の伊集院に妙圓寺を創むるや開山となり、應永元年更に元久に請せられて福昌寺に入り、安衆千五百と稱せられた。應永十五年、一度總持寺の虚席に任じ、歸國の後、また美作堀和の西來寺を董し、晩年丹波永澤にあつてそこで寂した。石屋の門には、大田竹居智翁、定菴鑑叟、覺隱の六人が有名であるが、その内薩摩の人竹居正猷寛正二年十月寂最も著はれ、幼にして妙圓寺に石屋に就き、のち福昌寺二世となり、遂に大内氏に招かれて長門の太寧寺の中興となつた。その他、元久の世子たりし福昌寺三世仲翁守邦註二がある。仲翁は小名梅壽といひ、十三歳にして僧全慶と三十問答有りと傳へられ、石屋竹居に法嗣となり大いに玄風を振ふた。一時足利學校に往き、惣持寺に陞り、後伊豫に遊化して龍澤禪寺に中興となり、永享中伊集院に寂した註三。斯くの如くして、感應寺、大願寺、大慈寺、福昌寺、廣濟寺、正龍寺並び興り、薩隅の教化頓に開張した。殊に福昌寺は代々守護の庄園を寄するあり、寺規を定むるあり、最も榮えたが、歴代住持の内特に著名なものは五世心巖良信、十一世天祐宗津、十三世大鷹宗俊、十八世代賢守仲である。廣濟寺も亦、桃隱真超出で、嘉吉三年の頃は末寺、塔頭に延

竹居正猷

仲翁守邦

福昌寺

伊集院氏の繁榮と廣濟寺の隆盛

皇徳寺開山無外圓照

廣濟寺の雪岑

感應寺の名納

大願寺の名納

大慈寺二世剛中玄柔

慶寺寶龍寺、靈徳寺、龍泉庵、如々院、聚星軒、無量壽院、收得軒あり、また圓福寺等をも併せ頗る盛運に赴いた。蓋し伊集院氏は久氏の妙圓寺の外、無外圓照永徳元年寂を開山として、皇徳寺を創建せる如く、禪宗の興起に力あつたが、久氏の後、頼久、熙久の二代の間、最も榮え、その權盛宗家、島津氏を凌駕せんとしてゐたからであるが、寶徳二年、熙久の時守護忠國と争つて没落した。しかし廣濟寺は忠國の時、長祿四年、崇董をして住持たらしめたるより、代々島津氏の保護を受け、後七代に渡琉僧雪岑を出した註四。野田感應寺も代々名納を出し、應永の頃祖杲あり、通音明照について、八世太寂尙は眞如寺、建長寺、南禪寺に陞り、最も著れたが、明應天文の間、從龜從董、收隆秀繁等相繼いで名を爲した註五。大願寺には天祥一麟の外、黄龍派として著名の人多く、即ち同系たる瑩仲及び瑩仲の系統の考叔宗、穎光、甫宗、瞳も住し、また甄叔利珪、常菴龍崇、悅岩、東念、利峰、東銳、三江宗寶、景輒、玄蘇、器成、花岩、虎岳も入寺し、猶ほ續甫享徳二年七月寂、祖印、慈航、榮善、茂伯、有芳、如春、古月文龜元年一月十日寂、天瑞、榮嘉天正六年二月九日寂、芳巖、克檀、瑞岳、圭甫が住した註六。大慈寺は玉山の後、其の法嗣剛中柔、嘉慶二年五月廿七日寂、及び龍雲が最も著れてゐる。剛中は豊後の人で、南禪寺、鹿苑寺に入寺し、又東福寺、即宗院を開いたが、嘗て大藏經を明

に求めて二藏を獲、一を大慈寺に納め、一を東福寺に捨入したことは特記すべき事蹟である。〔注七〕

又立久の時、寛正三年十一月十九日、市來に法城山龍雲寺の創建があり、心巖〔注八〕が開山となり、忠昌の時僧桂菴が來薩當時は正に薩摩禪宗の盛隆期ともいふべき時であつて、幾多の禪伯耆衲三州に各法筵を敷いてゐた時であるから、桂菴儒教の布唱も亦夙にその基礎が成つてゐたといはなければならぬ。

桂菴名は玄樹、島陰海東野釋と號した。應永三十四年周防國山口に生るとも、長門赤門關の人とも言はれ、九歳の時、永享七年上洛して南禪寺雲興庵に入り、年十六にして剃髮得度した。又その法師景蒲玄忻の偏諱を受けて名を玄樹といつたのである。併し玄忻との關係は法系に於てのみに止り、他に惟正、景召の二僧に就いて儒經を學んだものゝやうである。又蘭坡〔注九〕會主の下に修禪參學し、周麟〔注十〕とは後年弟子雲夢の入京に託して玻璃盞を贈り、桂菴が建仁寺の賜帖を領したとき、蘭坡は爲めに賀疏を作り、また屢贈答の詩和がある。桂菴が嘉吉二年剃髮の後、惟肖〔注十一〕の雙桂院に在り、依て桂字を得たとするは、漢學起源の誤にして、惟肖が雙桂院に隱居したのは、應永の末で、嘉吉二年はその

龍雲寺開山心巖

桂菴の事蹟

桂菴の法師景甫玄忻

惟正と景召に儒を學ぶ蘭坡とも交遊

惟肖の雙桂院

桂菴の入明

菊池氏に招かれ肥後に下る

玉洞及び宗壽

島津忠昌の聘により薩摩に來る

桂樹院

示寂後六年であつて、惟肖と惟正は別人である。桂菴は學成つて後、一時錫を長門赤間關に飛して永福寺を領し、又大隅正興寺に住した。寛正六年足利義政の天與清啓の遣明船に其の隨員の選に當り、應仁元年入明し、憲宗に謁し、尋で江南蘇杭の間に遊學したが、當時は元末明初の如き名僧なく、曹端之の四書詳説等の四書五經の諸註解の粹を選讀して、七年にして文明五年歸朝した。それより應仁の亂を避けて、姑く石見に寓し、周防長門を経て、文明八年豊後の萬壽寺、筑後の二尊寺に入り、翌九年春肥後に至り、菊池重朝の厚禮を受けてここに止り、隈部忠直等の士庶趨學するもの多かつた。

この時薩摩龍雲寺の玉洞冠嶽の宗壽は其學風を慕ひ、國老と謀り、領主島津忠昌に薦めんとして桂菴に使を通じたので、桂菴は之に應せんとしたけれど、島津忠廉等の亂によつて果さず、文明十年二月初めて玉洞の來使に應じて入薩した。桂菴は市來の龍雲寺にあること二ヶ月餘にして、四月冠嶽に寺主宗壽を見ついで鹿兒島に抵つて忠昌に見えた。忠昌は好學の人であつたから、大いに桂菴を厚遇した。かくて八月、桂菴は玉洞と共に大隅日向に遊び、伊作久逸に櫛間に謁し、また鹿兒島に歸るや、忠昌はこれが爲めに桂樹院を立野

島陰寺

忠昌に書經蔡傳を講ず

文明版大學の刊行

伊地知重貞

洛醫竹田昭慶の來薩

桂菴と飢肥領主島津忠廉父子

に建て寺祿を給してこゝに居らしめた。これ文明十一年二月であつて、桂樹院は寺地向島櫻の陰に當るを以て、亦名を島陰寺と云ひ、桂菴の島陰の號もこれに出でた。これより桂菴は大いに程朱の學を講じ、忠昌に侍讀し、書經蔡傳を進講し、伊作久逸以下士庶縉流の景仰從學する者多く、名聲國郡を蔽ひ、仲尼の道、東魯の風頓に揚つた。文明十年六月、國老伊地知重貞と謀り、朱子の大學章句を鹿兒島に板行したことは本邦新註を印行せる嚆矢として世に著れてゐる。之を文明版大學といひ、既に天保中伊地知潜隱之を搜訪して得なかつたといふ。伊地知氏は其の先畠山重光に出で、越前國井筒城にあり、尊氏の時罪を得、轉じて島津氏に來り仕へ、のち重臣となつたものである。

文明十七年、足利義尙によつて洛醫竹田昭慶盛定が來薩したが、長享元年二月その歸洛に際して託した詩は昭慶によつて京師に喧傳せられた。島陰寺は既にして風濤の爲めに侵すところとなり、長享元年春、寺を城西射圃の傍に移し、其地清泉あるによつてまた泉庵といつた。同年十二月、飢肥領主島津忠廉の請に應じて日向に行き、福島の龍澤寺、飢肥の安國寺を董し、傍ら忠廉の子忠

延徳版大學 大阪市 懷徳堂所藏

本の大きさ 横一六釐 縦一三釐

本圖は延徳版の卷末にして、本書はもと羽月大聖寺に襲藏されしを、轉じて西村時彦博士が種子島川より譲與せられたるもの。識語に

文明龍集辛丑夏六月 左衛門尉平氏伊地知重貞 命工鏡持於薩州鹿兒嶋 延徳壬子孟冬 桂樹禪院再刊

とあり、文明鏡持の三行十字の行書は重貞の自署にして、延徳再行の二行十二字の楷書は、本文と共に桂菴の自筆と言はれてゐる。

文明版聚分韻略 東京市 帝國圖書館所藏

本の大きさ 横一七釐 縦一三釐

本圖は文明版聚分韻略の卷末にして、本書の卷首に「書袋文庫」の朱印あり。この聚分韻略には嘉元四年虎關師鍊の序、徳治二年の一

等一山の跋ありて、應永十九年東福寺靈源庵刻梓のもの知らるれど、此の文明十三年複製が薩北和泉庄に於て行はれたるは實に珍とすべ

きことである。

島陰寺

忠昌に書經蔡傳を講ず

文明版大學の刊行

伊地知重貞

洛醫竹田昭慶の來薩

桂菴と飢肥領主島津忠廉父子

に建て寺祿を給してこゝに居らしめた。これ文明十一年二月であつて、桂樹院は寺地向島島標の陰に當るを以て、亦名を島陰寺と云ひ、桂菴の島陰の號もこれに出でた。これより桂菴は大いに程朱の學を講じ、忠昌に侍讀し、書經蔡傳を進講し、伊作久逸以下士庶縉流の景仰從學する者多く、名聲國郡を蔽ひ、仲尼の道、東魯の風頓に揚つた。文明十年六月、國老伊地知重貞と謀り、朱子の大學章句を鹿兒島に板行したことは本邦新註を印行せる嚆矢として世に著れてゐる。之を文明版大學といひ、既に天保中伊地知潜隱之を搜訪して得なかつたといふ。伊地知氏は其の先畠山重光に出で、越前國井筒城にあり、尊氏の時罪を得、轉じて島津氏に來り仕へ、のち重臣となつたものである。

文明十七年、足利義尙によつて洛醫竹田昭慶盛定が來薩したが、長享元年二月その歸洛に際して託した詩は昭慶によつて京師に喧傳せられた。島陰寺は既にして風濤の爲めに侵すところとなり、長享元年春、寺を城西射圃の傍に移し、其地清泉あるによつてまた泉庵といつた。同年十二月、飢肥領主島津忠廉の請に應じて日向に行き、福島龍澤寺、飢肥安國寺を董し、傍ら忠廉の子忠

文明版聚分韻略

東京市 帝國圖書館所藏
本の大きさ 縦一七・七 横一三・七

本圖は文明版聚分韻略の卷末にして、本書の卷首に「青裳文庫」の朱印あり。この聚分韻略には嘉元四年虎關師鍊の序、徳治二年の寧一山の跋ありて、應永十九年東福寺靈源庵刻梓のもの知らるれど、此の文明十三年複製が薩北和泉庄に於て行はれたるは實に珍とすべきことである。

延徳版大學

大阪市 懷徳堂所藏
本の大きさ 縦一六 横一三

本圖は延徳版の卷末にして、本書はもと羽月大聖寺に鑿藏されしを、轉じて西村時彦博士が種子島川より譲與せられしもの。識語に
文明觀集辛丑夏六月
左衛門尉本氏伊地知重貞
命工錢梓於薩州鹿兒嶋
延徳壬子孟冬
桂樹禮院再刊
とあり、文明錢梓の三行十字の行書は重貞の自署にして、延徳再行の二行十二字の楷書は、本文と共に桂菴の自筆と言はれてゐる。

延徳の大學再刊

伊地知潜隱の
表彰の功

安國寺再住

東歸庵

桂菴の示寂

朝に學を講じた。延徳四年又泉庵に歸り、前版を復して大學章句を再刊した、之れが延徳版大學といひ、今に残存し、鉛槧史上の洪寶とせられるものである。吉野朝時代より室町時代に亘つては、所謂五山版を始め、論語孟子春秋左氏傳禮記の翻刻は既に見たけれども、皆古註本であつて、新註は桂菴の文明版大學に始まるものであるが、其の行はるゝこと惜むらくは薩摩に止り、永らく世に知られなかつた。天保年間伊地知潜隱^{安季}が桂菴の碑銘を佐藤一齋に請ひ、延徳版大學を示すに至り、一齋も始めて此盛舉を知り、更に林述齋に示し、述齋一本を影寫せしめて昌平疊に納めたものが今内閣文庫に藏する。西村時彦博士が獲られたものと羽月大聖寺襲藏の一本は今大阪懷徳堂に存し、撮影を爰に掲げたるもの即ちそれである。

桂菴は明應二年以後は日向安國寺に行き、爾來兩寺の間を往來し、明應六年十二月、五山建仁寺の鈞帖を領して、遙任之を寵し、又其後南禪寺に陞つた如くであるが、明應九年入京のことは未だ確かではない。文龜二年東歸庵を伊敷村に構へて退休し、永正五年六月十五日八十二歳にして病んで寂した。即ち庵後の山に葬り、杉を植えて冢となした。島津忠昌が同年二月卒せると奇し

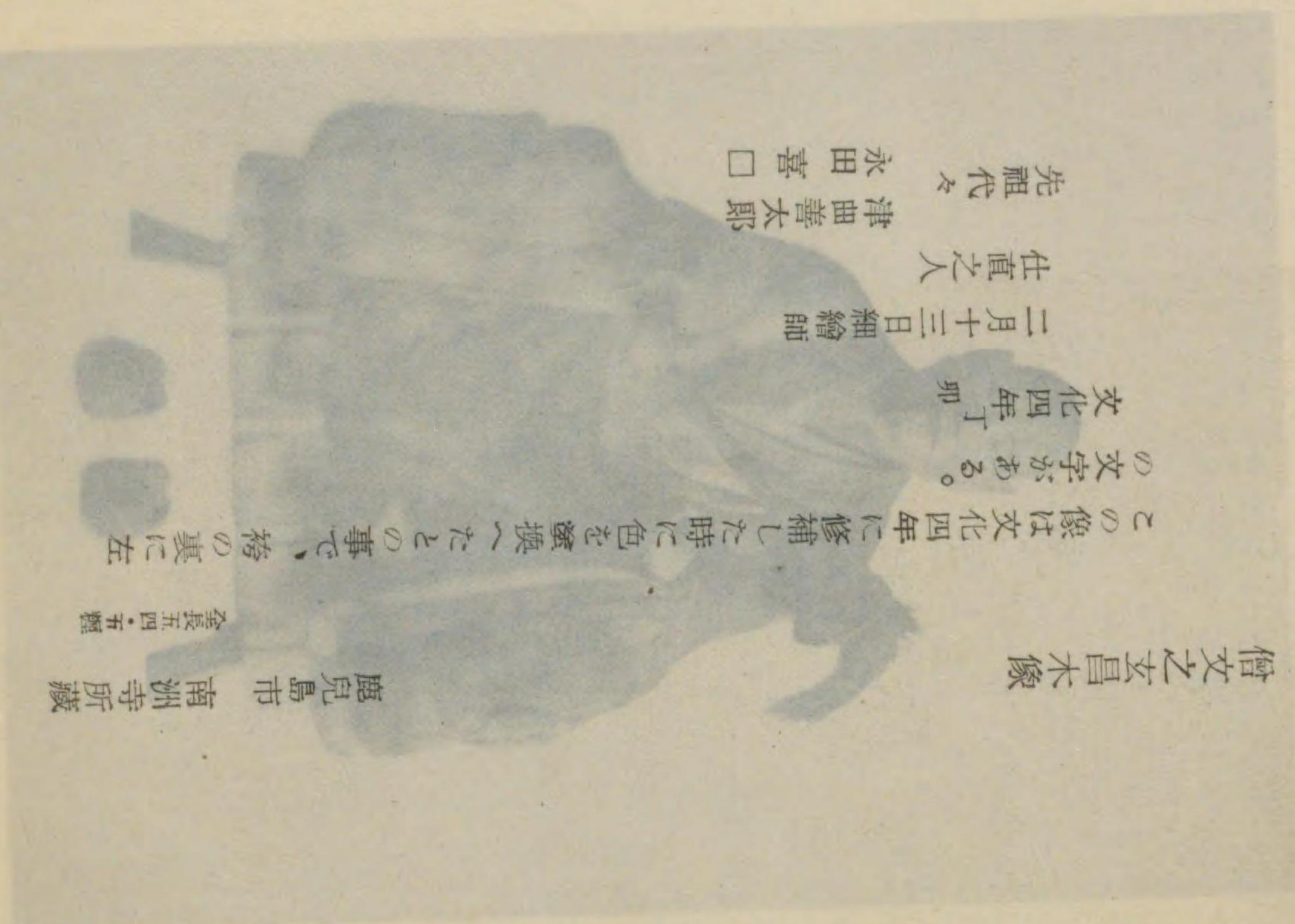
桂菴の墓と後世の景仰

高城秋月の桂菴畫像

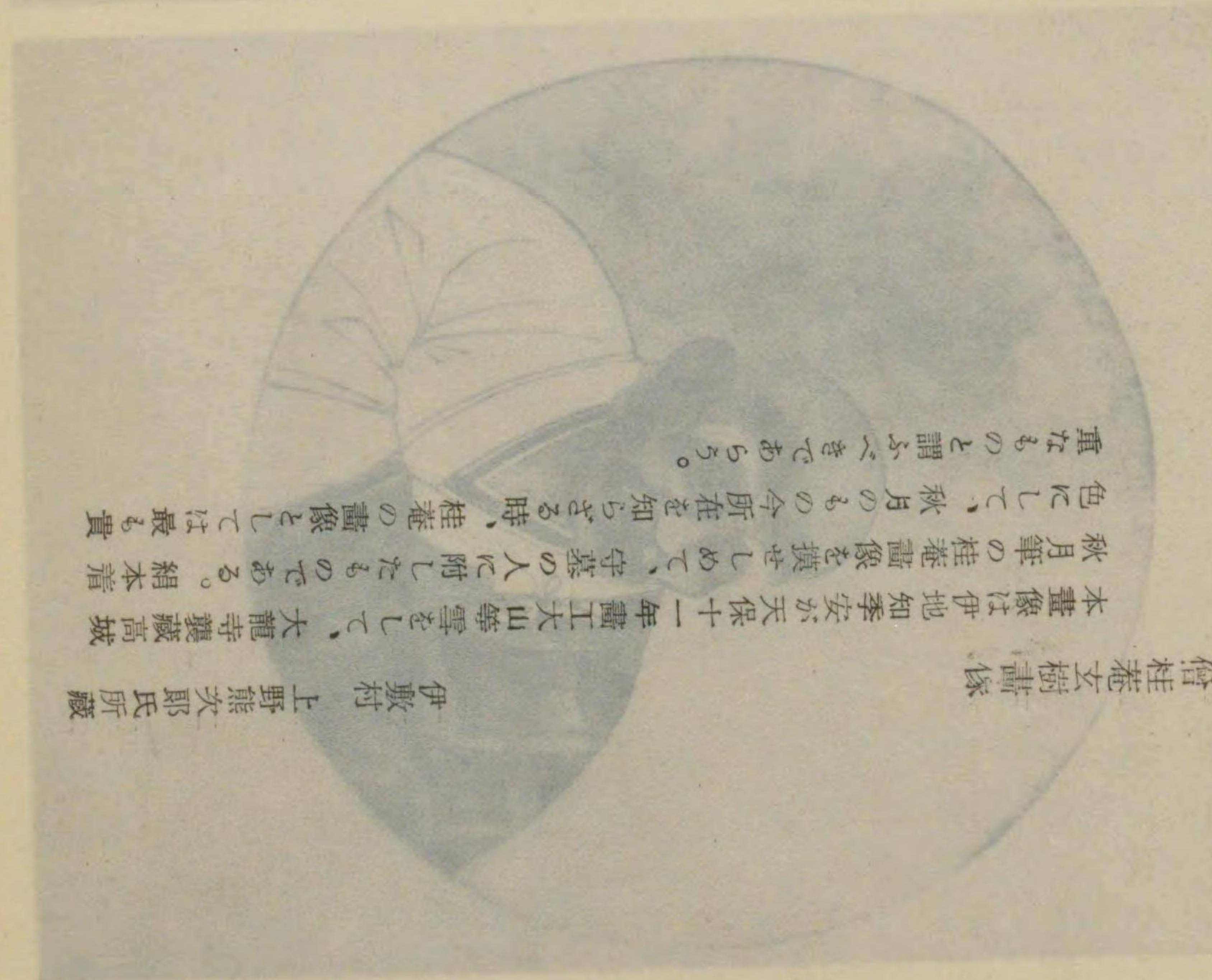
き因縁であつた。この墓は歿後廿五回忌に門人以安^巢の祭祀せる後は又顧られなかつたが、藩主島津綱貴の時、島津圖書久竹、同主計久年等が桂菴の學統を傳へた。愛甲喜春に問ふて其所在を知つた。然るに其の後、老杉朽根僅に存し、將に泯滅せんとしてゐたので、享保七年十一月、大龍寺の宗玉、一乘院の堯周、妙谷寺通岸及び藩士鎌田醒雲等十餘人が相圖つて墓石を老杉朽根の邊に樹て、「正興三十九世前南禪桂菴玄樹大和尚禪師墓」と刻した。更に天保九年、造士館教授市來政正等藩士數十人と俱に石燈を立て、之を祭り、同十一年には伊地知季安が大龍寺襲藏の高城秋月^觀等筆の桂菴畫像を大山等雪に模寫せしめて、之を守墓の人に附し、更に建碑を企て、同十三年撰文を佐藤一齋に請ひ、琉人鄭元偉の揮毫したもの、今墓側に在る碑である。之を以て觀ても如何に桂菴が薩藩文教の興隆に致せる貢獻を追慕せられたかを詳知するに足るものである。^{〔注九〕}



第十六圖 桂菴玄樹墓
(鹿兒島郡伊敷村上伊敷)



僧文之玄昌木像
鹿兒島市 南洲寺所藏
室長五十四號
この像は文化四年に修補した時に色を塗換へたとの事で、榜の裏に左の文字がある。
文化四年丁卯
二月十三日細繪師
住直之人
津田善太郎
先祖代々
永田喜□



僧桂菴玄樹畫像
伊敷村 上野熊次郎氏所藏
本畫像は伊地知季安が天保十一年畫工大山等雪をして、大龍寺襲藏高城秋月筆の桂菴畫像を摸せしめて、守墓の人に附したものである。絹本着色にして、秋月のもの、今所在を知らざる時、桂菴の畫像としては最も貴重なるものと謂ふべきであらう。

桂菴の墓と後世の景仰

高城秋月の桂菴畫像

き因縁であつた。この墓は歿後廿五回忌に門人以安松巢の祭祀せる後は又顧られなかつたが、藩主島津綱貴の時、島津圖書久竹同主計久年等が桂菴の學統を傳へた愛甲喜春に問ふて其所在を知つた。然るに其の後老杉朽根僅に存し、將に泯滅せんとしてゐたので、享保七年十一月大龍寺の宗玉、一乘院の堯周、妙谷寺通岸及び藩士鎌田醒雲等十餘人が相圖つて墓石を老杉朽根の邊に樹て、「正興三十九世前南禪桂菴玄樹大和尚禪師墓」と刻した。更に天保九年造士館教授市來政正等藩士數十人と俱に石燈を立て、之を祭り、同十一年には伊地知季安が大龍寺襲藏の高城秋月觀等筆の桂菴畫像を大山等雪に模寫せしめて、之を守墓の人に附し、更に建碑を企て、同十三年撰文を佐藤一齋に請ひ、琉人鄭元偉の揮毫したもの今墓側に在る碑である。之を以て觀ても如何に桂菴が薩藩文教の興隆に致せる貢獻を追慕せられたかを詳知するに足るものである。〔注九〕



第十六圖 僧桂菴玄樹墓
(鹿兒島郡伊敷村上伊敷)

僧文之玄昌木像
鹿兒島市 南洲寺所藏

この像は文化四年に修補した時に色を塗換へたので、榜の裏に左の文字がある。

文化四年丁卯

二月十三日細繪師

仕直之人

先祖代々

津田善太郎
永田喜□

奈良五十四番

僧桂菴玄樹畫像

伊敷村 上野熊次郎氏所藏

本畫像は伊地知季安が天保十一年畫工大山等雪をして、大龍寺襲藏高城秋月筆の桂菴畫像を摸せしめて、守墓の人に附したものである。絹本着色にして、秋月のもの今所在を知らざる時、桂菴の畫像としては最も貴重なるものと謂ふべきであらう。

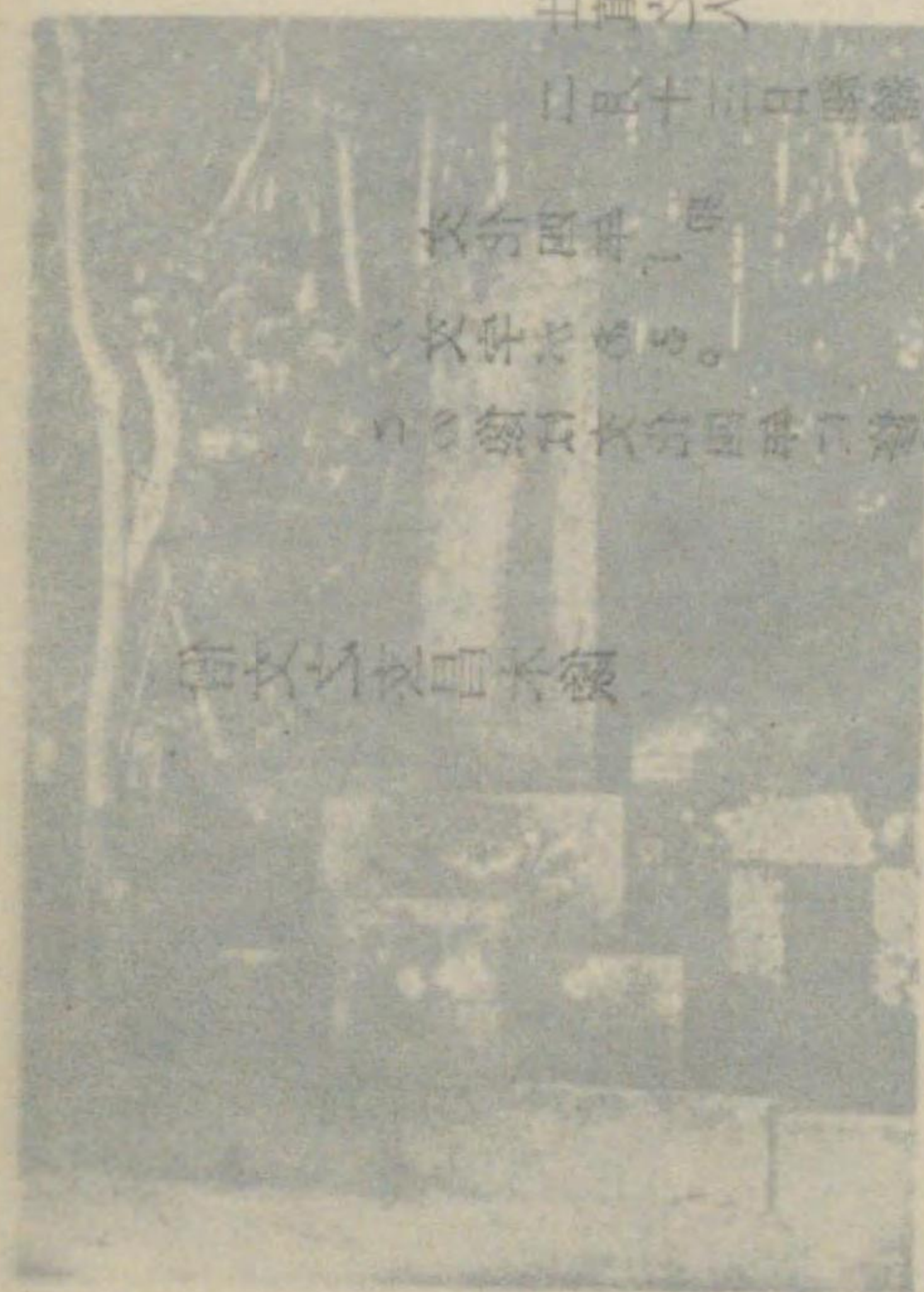


桂菴の墓と後
世の景仰

高城秋月
後

水田喜
平田善太郎

第五編 分國時代



高城秋月桂菴 圖十六第
(數伊上村數伊郡島兒鹿)

き因縁でゆつたこの墓は歿後廿五回忌に門人
られなかつたが主島津綱貴の時島津圖書久竹
を傳へた愛甲喜慶に問ふて其所在を知つた。然
し將に浪せんとしてゐたので享保七年十一月
妙谷寺通岩及び藩士鎌田醒雲等十餘人が相圖つ
て正興三九世前南禪桂菴玄樹大和尚禪師墓と
館教授市藩政正等藩士數十人と俱に石燈を立て
地知季安大龍寺製藏の高城秋月等筆の桂菴
て、之を守る。人鄭元等、て、同十、を、
る碑で、桂菴が、追慕せられたなを詳知するに足る
ものである。

桂菴の學業

四書集註の研

究
儒佛二教の折衷學

桂菴の著書

家法和訓の流

桂菴の學業は家法和訓に「宋朝以來儒學晦庵に原ずかすんば、以て學と爲さず」と極言せるほど、程朱に純にして異議を雜へず、四書は朱子の集註、周易は朱子の本義、書經は蔡沈の集傳、詩經は朱子の集傳、春秋は南宋の胡傳、禮記は陳澧の集說に據るべきを言ひ、後に徳川時代に公規となつた所を夙に實施した。中に就いて最も力を四書集註に用ひ、従つて之に精通したが、五經の中には最も書經を精究し、忠昌に講じたのも之であつた。而して桂菴の侯伯家臣の間に重んぜられた所以は、儒の見性と佛の慈とを調和融合して大なる効果を擧げ得た點で、日新齋忠良の宗本とする所も實にこの折衷學にある。桂菴の著す所は島隱集(鳥隱漁唱)三卷、島陰雜著一卷、家法和訓一卷あり、遊明中の詩集南遊集は今散逸して其所在を知らない。家法和訓は明應十年(文龜元年)に成り、現存するものは文之の増補ありと思はれる。寛永三年更に文之の門泊如竹の江戸に刻したる版本にして、家法倭點と題するものがあり、この外西村博士によれば、慶長十六年の俊正奥書ある寫本があつたといふ。家法和訓はもと桂菴が程朱學の由來及び四書の讀法を門人に授ける爲に著したものであつて、近畿地方に於て博士點と岐陽系の別點とが専ら流行せる間に、獨り薩南の地はこの

新點を維持したのであつた。注一〇

桂菴は薩摩にあること前後三十一年に互り、從學の徒は侯伯には島津忠昌はもとより、一門に島津國久、島津忠廉、忠朝父子、新納忠親あり、家臣には伊地知重貞、鳥取政秀、野邊克盛を始め、佐々木永春、長尾某は他國より遙かに來學し、叢林には法嗣、釣雪、玄甫、鄂渚、玄棟、桂樹院の玄章の外、妙圓寺の愚丘、福昌寺の守琮、安養院の文傍、大圓寺の説溪、長隆寺の耕月、了潭寺の悅翁あり、又月渚、一翁、舜田、舜有、郁芳、雲夢、秋月、舉松、雪溪、自擇、大年、曄、天用、玄勤、玉林、文岳、玉圃、湖月等よく著はれ、後學には文之が最も知られてゐる。

月渚は名永乘、玄得、號宿蘆齋、薩摩牛山の人にして、始め肥後清源寺栖碧和尚に侍し、桂菴の友一枝に就學すること五六年、明應三年京の東福寺の藏鑰を司つた。翌年日向を経て限府に抵り、同六年雪溪を介して桂菴に師事することとなり、遂に桂門の巨擘と推された。その後、飢肥の島津忠朝に聘せられて龍源寺に住し、又安國寺を董した。大永三年大内義興の宗設を明に遣すとき、共に招せられ、寧府の騷亂に遇ふて歸り、再び安國寺に住し、前後二十餘年に及んだ。後遂に建仁寺の主席に遙補し、晩年は飢肥南郷の西光寺に老退し、天文十

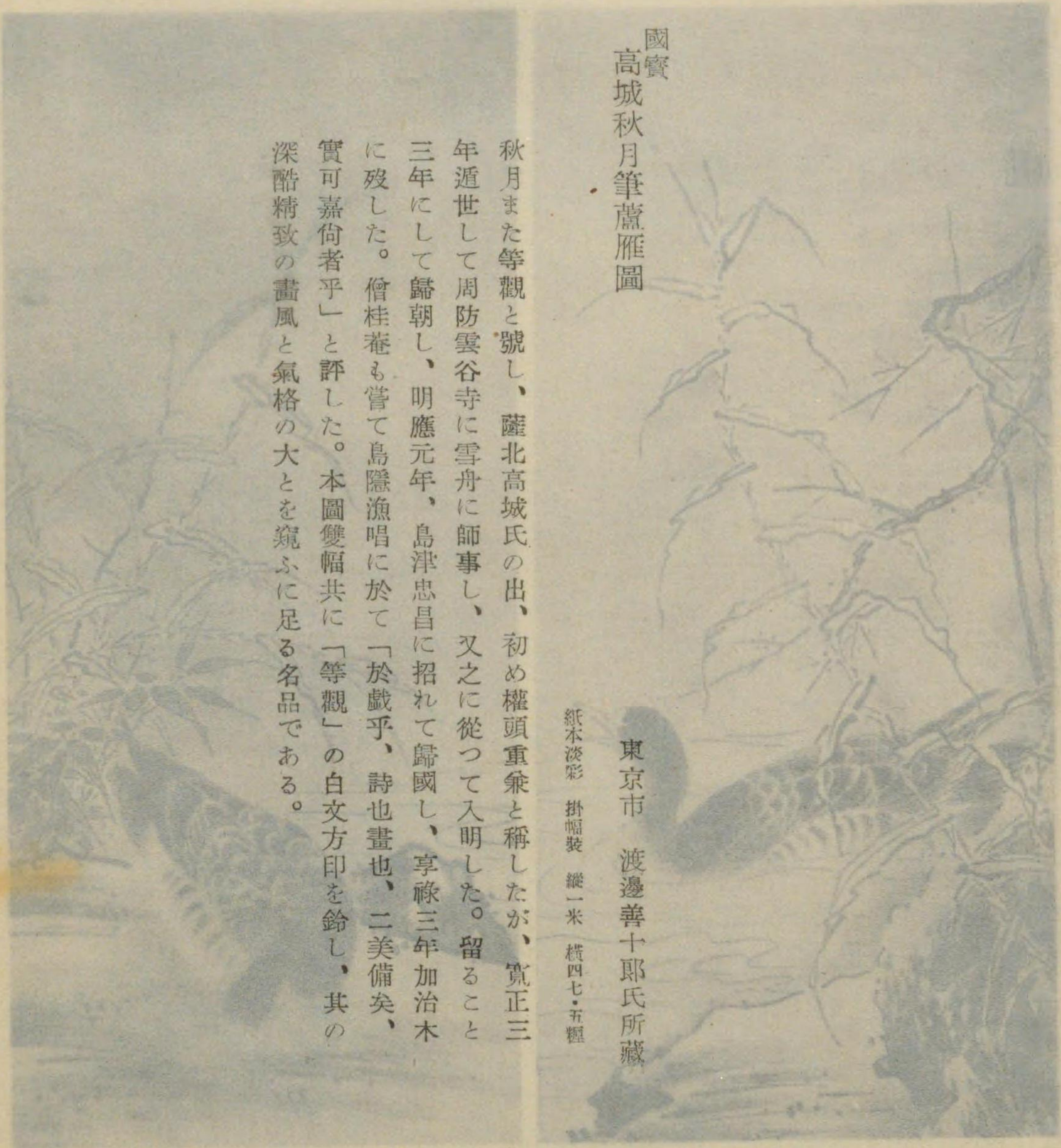
桂菴に從學の諸士

桂菴の門人

月渚玄得

國寶
高城秋月筆蘆雁圖

東京市 渡邊善十郎氏所藏
紙本淡彩 掛幅裝 縦一米 横四七・五釐



秋月また等觀と號し、薩北高城氏の出、初め權頭重兼と稱したが、寛正三年遁世して周防雲谷寺に雪舟に師事し、又之に從つて入明した。留ること三年にして歸朝し、明應元年、島津忠昌に招れて歸國し、享祿三年加治木に歿した。僧桂菴も嘗て島隱漁唱に於て「於戲乎、詩也畫也、二美備矣、實可嘉尙者乎」と評した。本圖雙幅共に「等觀」の白文方印を鈐し、其の深酷精緻の畫風と氣格の大とを窺ふに足る名品である。

桂菴に從學の諸士

新點を維持したのであつた。註一〇

桂菴の門人

桂菴は薩摩にあること前後三十一年に互り、從學の徒は侯伯には島津忠昌はもとより、一門に島津國久、島津忠廉、忠朝父子、新納忠親あり、家臣には伊地知重貞、鳥取政秀、野邊克盛を始め、佐々木永春、長尾某は他國より遙かに來學し、叢林には法嗣、釣雪、玄甫、鄂渚、玄棟、桂樹院の玄章の外、妙圓寺の愚丘、福昌寺の守琮、安養院の文傍、大圓寺の説溪、長隆寺の耕月、了潭寺の悅翁あり、又月渚、一翁、舜田、舜有、郁芳、雲夢、秋月、舉松、雪溪、自擇、大年、曄、天用、玄勤、玉林、文岳、玉圃、湖月等よく著はれ、後學には文之が最も知られてゐる。

月渚玄得

月渚は名永乘、玄得、號宿蘆齋、薩摩牛山の人にして、始め肥後清源寺栖碧和尚に侍し、桂菴の友一枝に就學すること五六年、明應三年京の東福寺の藏鑰を司つた。翌年日向を経て隈府に抵り、同六年雪溪を介して桂菴に師事することとなり、遂に桂門の巨擘と推された。その後、飢肥の島津忠朝に聘せられて龍源寺に住し、又安國寺を董した。大永三年大内義興の宗設を明に遣すとき、共に招せられ、寧府の騷亂に遇ふて歸り、再び安國寺に住し、前後二十餘年に及んだ。後遂に建仁寺の主席に遙補し、晩年は飢肥南郷の西光寺に老退し、天文十

國寶
高城秋月筆蘆雁圖

東京市 渡邊善十郎氏所藏

紙本淡彩 掛幅裝 縦一米 横四七・五釐

秋月また等觀と號し、薩北高城氏の出、初め權頭重兼と稱したが、寛正三年遁世して周防雲谷寺に雪舟に師事し、又之に從つて入明した。留ること三年にして歸朝し、明應元年、島津忠昌に招れて歸國し、享祿三年加治木に歿した。僧桂菴も嘗て島隱漁唱に於て「於戲乎、詩也畫也、二美備矣、實可嘉尙者乎」と評した。本圖雙幅共に「等觀」の白文方印を鈐し、其の深酷精緻の畫風と氣格の大とを窺ふに足る名品である。

一翁玄心と鄂
渚玄棟

歸化の明儒黃
友賢

耕翁舜田

梅岳寺の舜有

郁芳春本

月溪崇鏡

年二月九日を以て寂した。

月渚の門人一翁は鹿屋氏名玄心、號二洲、薩摩犬迫の人、兄鄂渚玄棟は同じく桂菴の門人で、初め之に師事して法嗣となり、尋いで月渚に就き、一時京の建仁寺に出世したが、西歸して日向安國寺に住した。永祿三年歸化せる明儒黃友賢と莫逆の交あり、轉じて福島の龍源寺に任じ、専ら程朱の學を誨へ、誘掖指導すること極めて鄭切であつた。天正元年加治木神護寺に掛錫し、文祿元年十月齡八十六にして寂した。弟子に文之あり、又景叔、春盧の二僧は一翁の典籍若干部を提げて琉球に渡り教を布いた。

舜田は字耕翁、國臣村田經通の次子、大永中龍盛院にあり、享祿元年天祐宗に嗣たり、四年谷山皇徳寺に轉じ、天文二年智證惠照禪師の勅號を賜つた。同三年の川上昌久の亂に弟子舜有と共に伊集院に通れ、五年以來、日新齋貴久に遇せられ、同七年加世田保泉寺を董した。その弟子舜有三は日新齋に敬せられ、

梅岳寺の開山たり、永祿七年二月廿六日寂した。舜芳はその弟子である。郁芳は名春本、山川の人、初め、京師にあつて禪機を研鑽したが、明應中歸國して桂菴に師事し、永正元年山川正龍寺を董した。門人月溪崇鏡は師承して正

雲夢崇澤

龍寺を董した。而して問得は月溪の門である。雲夢は名崇澤、島津氏の一門伊集院熙久の四子で、大隅の安國寺を領し、後建長寺の席に陞り、天澤をその門に出した。

以安巢松

巢松は名光建、字以安、京都の人にして南禪寺蘭坡に就くこと十八年、後來薩して桂菴に師事し、永正八年太守島津忠治の爲めに識鷹秘訣集序を作つた。文龜二年小庵を福昌寺畔に構へて從學の士多かつた。

湖月英功
釣雲玄浦

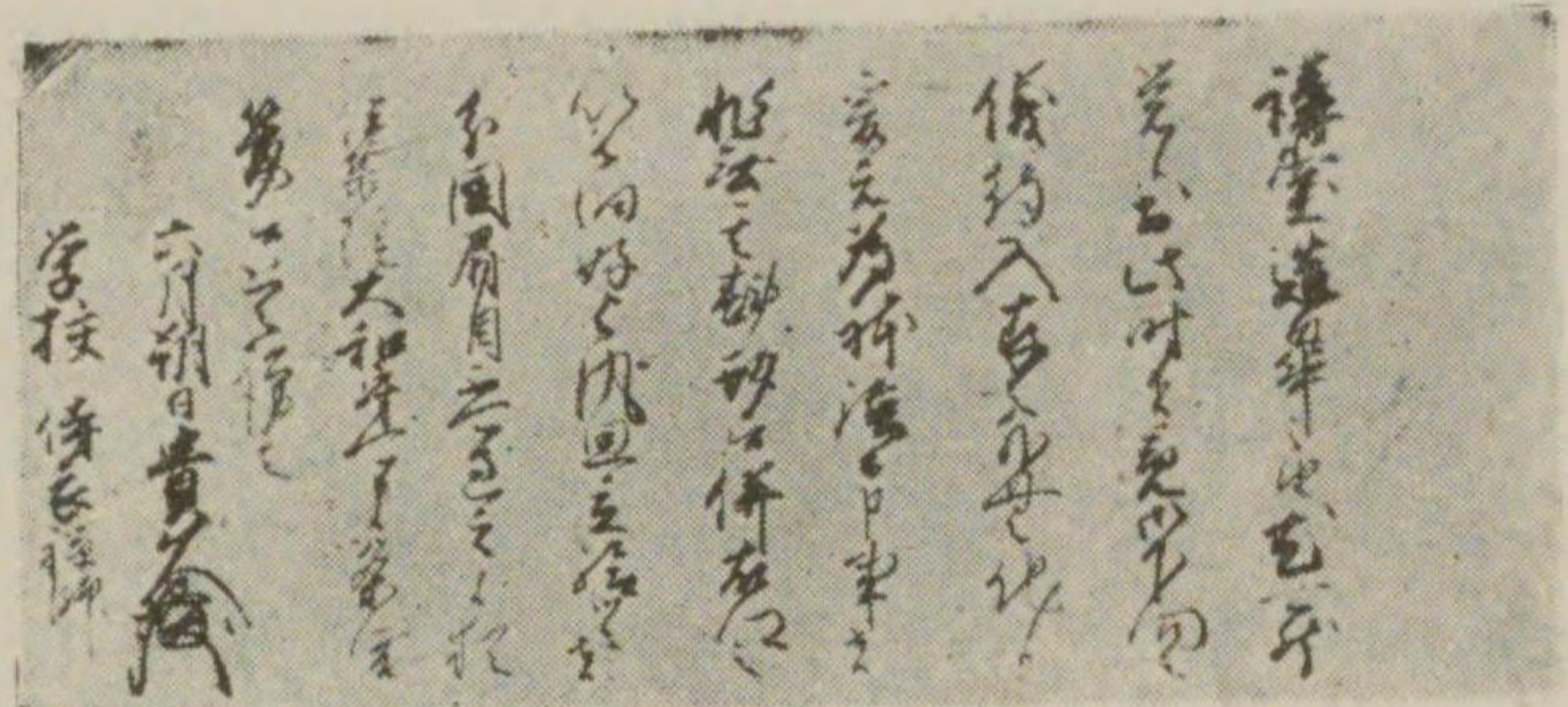
湖月は一門島津忠國の九男にして、伊集院廣濟寺の僧であり、釣雲玄浦は上野の人にして、福島龍源寺の中興となり、建仁の賜帖をも領した。近江の人佐佐木東林が飢肥に來り、明應四年桂菴の島隱集を携へて入明し、嚴端洪常等十餘人の序跋唱和を得、六年二月歸朝し、之を桂菴に致したことは有名である。^{〔註一〕}

佐々木東林

足利學校と薩隅

先きに福昌寺三世仲翁守邦の略傳中に於て、その嘗て關東足利庄の足利學校に遊學したことを述べたが、之は彼の上杉憲實の同學校中興以前のことに屬し、當時にあつては遠く薩摩より、こゝに笈を負ふたことは、既に奇異としなければならぬ。然るに永享中、上杉憲實の足利學校中興以後は、快元以來歴代の庠主に多くの學僧を出し、宛然孔廟杏壇の狀を現出するや、薩隅日地方よ

九華



第九華宛津島貴久書狀 第六十一圖 (藏所氏重忠津島爵公)

九華足利學校
七世となる

九華の門人と
薩隅日の人士

りも此地に遊學するもの二三に止らなかつた。而してその中に就て最も名のあるものは同學校七世となつた九華である。九華は名瑞璣、字を玉崗と言つた。其の出自は伊集院氏にして大隅の人、享祿天文の間、足利學校に入つて六世の庠主文伯に就いた。併し當時上杉氏は憲房の歿後、また好學有文の人なく、加ふるに關東の兵亂に遭つて、學校の衰運頓に加り、當時燃上した講堂の修理さへ出來ない状態であつた。九華はこの間に天文六年、一旦上洛して東福寺善惠軒に彭叔に參禪すること約一ケ年、歸校の後文伯の後を繼いで第七世となつた。これより九華の學徳を慕ふて來集する者諸國よりし、學校の盛運往時に劣らざることゝなつた。如何にその學業を惜まれたかは、九華が齡六十一にして、永祿三年大隅に歸らんとするや、小田原城主北條氏康、政父子之を留めて三略の講義を聽き、九華辭去後學校主として相續すべき能化なきを憾み、再び請ふて學校に歸らしめたことによつて知られる。^{〔註二〕}九華はそれより教授に従事すること二十九年、學徒三千

人といはれ、前例なき盛業を招來したが、天正六年八月十日に至つて年壽七十九を以て永逝した。九華の知友は前記彭叔の如く、五山の耆宿があつたが、其の遺澤を受けた者には足利學校九世閑室、同十世龍派を始め、東福寺の熙春、要法寺の日性、天臺の天海等が知られてゐるが、九華が隅州の産であつた關係上、宗銀承直の如く日向の人、以繼文苑の如く薩摩の人、九益の如く大隅の人もあつた。^{〔注一三〕} 足利學校藏本宋版文選九華自筆の識語に據るに、九華は周易の講義を最も得意としたらしく、その六十一歳の時に至るまでこれが傳授の徒百人に及んだといふ。^{〔注一四〕}

足利學校に就學せる薩隅日的人士には、なほ九華以前に、日向の人起雲、薩摩の人天府あり、九華と同時代に六世文伯に従遊したものには、彼の琉球僧鶴翁智があり、又文之玄昌の幼年の師天澤崇は、飢肥の人であつて、大永七年文伯に就いたものである。^{〔注一五〕}

桂菴寂後その學風を世に布唱して最も知られたものは、實に文之玄昌である。文之は湯佐氏、名は玄昌、雲興軒時習齋といひ、また南浦懶雲狂雲と號した。父は河内の人で、亂を避けて日向福島に來り、弘治元年文之を飢肥南郷の外浦

足利學校に就學の三州の學僧

文之の事蹟

文殊童

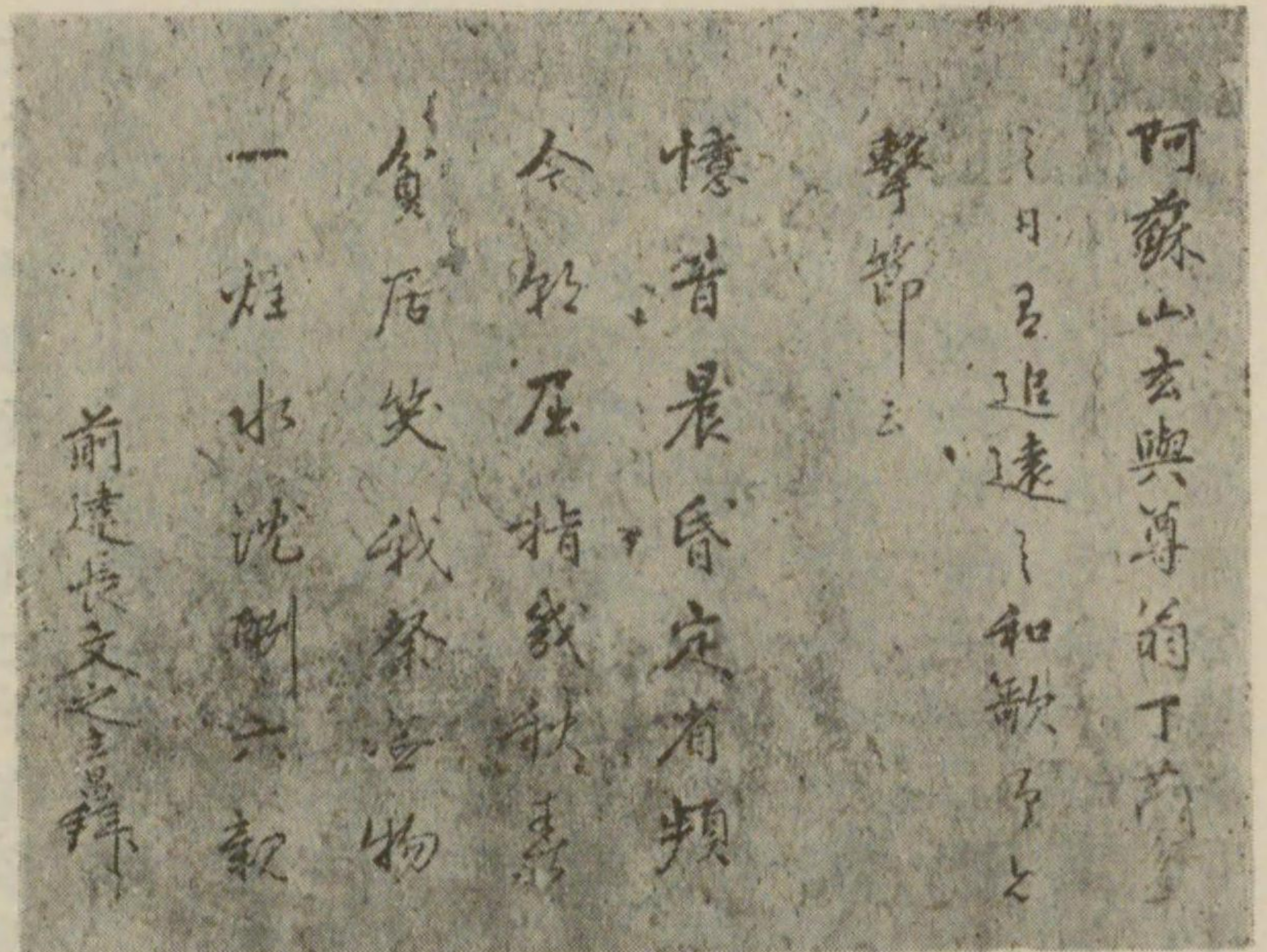
天澤に依り一翁に師事

相國寺仁如文之の詩を賞す

黃友賢と交る

東福寺熙春に就く

文之歴住の寺



阿蘇山玄與尊翁下
追遠和歌
憶昔晨昏定有類
今於屈指致秋
貧居笑我祭物
一柱水沈剛六
前達長文之
圖二十六第

に生んだ。南浦の號は之に出づると思はれる。幼にして文殊童と稱嘆せられ、年六歳にして父は目井の延命寺天澤に託した。天澤は雲夢の門にして、足利學校の出身であり、文之を見て大いに奇とし、一翁に龍源寺に就かしたので、こゝに於て剃髮受具して玄昌と名づけた。偶、相國寺の仁如集堯は文之の詩の流傳せるものを見、嘆讚して字を文之と與へ、且つ二絶を賦して贈つた。文之の一翁の門にある時、明人黃友賢に周易及び程朱の學を受け、永祿十二年十五歳にして京都に出で、東福寺龍吟庵の熙春龍喜に就いた。熙春は一見其才を奇とし、その將來を囑望した。滯ること四五年にして、天正元年歸郷し、一翁に從つて大隅神護寺に居り、同九年二月一翁の老退に代つて龍源寺に任じ、又高山の少林寺、財部の正壽寺に轉じた。次いで島津義久に招かれて大隅の安

後水尾天皇新註を講ぜしめ給はんとす

門司光空孔子聖蹟圖の贊に和點を施す

大龍寺に開山となる

文之の學業

國正興兩寺を董し、慶長四年、義弘に隨伴して伏見京都に行き、大學を東福寺に講じた。時に後水尾天皇禁庭に新註を講せしめんとし給ひしに、廷臣其言の鄙なるを理由として沮み、遂にその事止んだといふ。この年二月、朝鮮本周易傳義に和點を施した。而して五月、歸國して後、姑く正興寺に住し、後義弘の命により桂忠詮と共に宇喜多秀家を駿府に送つて助命を請ふて許され、八年八月、鎌倉建長寺に主となつた。幾許もなくして歸藩して藩主に進講し、義久義弘の禮遇舊に倍し、又門司光空と共に家久の侍讀となつた。日新齋の生前座右に置ける孔子の聖蹟圖は、明の張楷の贊する所であるが、家久は之の屏風を模寫して慶長十二年、高野山蓮金院に納むるに當り、文之これが和點を施し、又國字を以て跋を爲した。文之は正興寺に居ること最も多く十五年に亘つたが、慶長十六年、鹿兒島大龍寺の開山となつた。元和六年九月晦日、年六十六にして寂し、加治木安國寺に葬られた。（注一六）

文之の著書

程朱學普及の功
泊如竹の四書和點刊行

文之と恭畏阿闍梨との論争

文之の名琉球にも崇信せらる

文之の門人

を唱説したのは桂菴以來の遺風である。その著は南浦文集（刊本三卷、寫本六册）、聖蹟圖和字鈔、砭愚論、決勝記、日州平治記等あり、又校點する所、周易傳義、四書集註、素書あり、何れも世に行はれた。中に桂菴の四書集註和點を補正せることは程朱學普及の助成に貢獻する所頗る多く、同書は後寛永二年に至つて門人如竹によつて刊行せられた。時に藤原惺窩、林羅山の集註があつたが、未だ開版に至らなかつたので、此書は大いに世に行はれ、後世四書和點本の一の宗本となつた。同じく如竹によつて江戸にて始めて周易傳義の刊行されたのは寛永四年である。文之の四書和點が清原家流を汲む眞言宗小野流の碩學恭畏阿闍梨に嫉視せられ、慶長の末年大隅に下つた恭畏と激烈な論難のあつたことは砭愚論等に明らかである。文之の功績は儒學上に止らず、外交司掌たりし點に於ても、義久、義弘、家久三代の外交に關與し、琉球服屬の時は最も功があつた。琉球圓覺寺の天叟は文之の友にして、一翁門の景叔、春蘆の二僧も渡琉したから、文之の名は琉球に於ても崇信せられ、琉球王尙寧は之に紫伽梨を贈つたと傳へられてゐる。（注一七）

文之の門には緇流に泊如竹（日章、養善院）、學之玄碩あり、士臣は平田純正、河野通宣

等あり、如竹の門には愛甲喜春季定、一名廣隆が最も重んぜられた。

愛甲喜春が其師如竹の話を傳へた喜春聞書に、藤原惺窩が四書新註に和訓なきを愁へ、自ら支那に遊學して、その奥義を傳へんとして西下し、薩摩坊ノ津を開洋し、風波に隔てられて山川津に至り、偶、同地正龍寺に寄宿するうち、文之點を偶見して支那に赴くの要なしとして、其の書を乞ひ得て歸洛し、新註を講ずることゝなつたが、後に如竹が在京中本能寺にあつて之を聞き、新註和訓の濫觴は自らの生國にあるを知り、翻つてその本源に就かんとして文之門に遊んだといふ事は、漢學起源三國名勝圖會西藩野史に傳記せられて所謂惺窩の剽窃説として著名となつた。然るに嘗て惺窩に斯かること無しとする説も出たが、この問題に對する斷案の鑰匙となるべき惺窩點と文之點との對較に就き、今日何れもその訓點本の原形を斷知し難いことは誠に遺憾である。〔注一八〕

〔注一〕 感應寺所藏記録 日本洞上聯燈錄卷第三

大慈寺由來記 延寶傳燈錄卷第六

〔注二〕 舊記雜錄前編卷三〇 新編島津氏世錄支流

系圖伊集院譜 石屋和尚塔銘並叙 延寶傳燈錄卷第八

日域洞上諸祖傳卷上 竹居禪師塔銘

〔注三〕 島津正統系圖 竹居禪師塔銘 龍澤寺文書

〔注四〕 舊記雜錄前編卷三七・三八 福昌寺歷代之

住持 新編島津氏世錄支流系圖伊集院譜

〔注五〕 感應寺所藏記録

〔注六〕 空華日工集（永徳三年四月廿二日條）枯木

藁 禿尾長柄簪 寅閣疏 寅閣四六後集 東山歷代

岳疏藁

〔注七〕 大慈寺由來記

〔注八〕 舊記雜錄前編卷三八

〔注九〕 東山歷代 五山歷代 扶桑五山記四 慧日

山宗派圖乾 日州龍源寺前住次第記 鳥隱集上 南

浦文集卷上 雪樵獨唱集 延寶傳燈錄卷第三三 伊

地知季安著漢學起源二・五・西藩儒林傳一 僧桂菴

玄樹和尚傳 戰國英雄集 菊池傳記卷三 肥後國志

補庵京華新集 不亡抄一 本田親孚著稱名墓志卷三

薩藩名勝志二 日本教育史資料卷一二 薩藩人物傳

備考附錄 重野安繹著薩藩史談集 西村時彦著日本

宋學史 足利衍述著鎌倉室町時代の儒教 東福寺誌

〔注一〇〕 同上 延徳版大學 桂菴和尚家法倭點 鳥

隱集

〔注一一〕 鳥隱集 漢學起源 清溪稿 薩藩人物傳備

考附錄 南浦文集卷上 稱名墓志卷三 島津正統系

圖 日本教育史資料卷一二 日本宋學史

〔注一二〕 足利學校文書 足利學校沿革誌 猶如昨夢

集卷上 饒阿寺文書 寒松稿卷四

〔注一三〕 笑閣集 縷氷集卷下 猶如昨夢集卷上 寒

松稿卷四 蒲庵稿 足利學校本鈔本七書講義識語

〔注一四〕 足利學校由來記

〔注一五〕 梅花無盡藏卷一・三 猶如昨夢集卷上 幻

雲文集 南浦文集卷下 漢學起源卷三

〔注一六・一七〕 南浦文集卷上 漢學起源卷三 破收

義 薩藩人物傳備考附錄 日本宋學史 日本教育史

資料卷一二 泊如竹翁事蹟

〔注一八〕 惺窩先生行狀 日本宋學史

第二節 日新齋の教化と武將の學藝

次に侯伯士臣の學藝に就て述べてみたい。島津氏は代々封内の教化に意

鳥津氏外來の名士を容るゝに吝かならず

桂庵と交遊の士臣

伊作久逸

鳥津國久

學圃亭記

を用ひ、邊陲の地よく特異の文化を育んだが、その所以を考ふるに、鳥津氏の歴代が外來の名士、學僧を用ふるに吝でなかつたことも、この地に文武の盛行を見る一因たりしことは疑ふことが出來ない。武士には貞久の時代、曾て中央に於て罪を得たる伊地知氏を納れて後重臣に任じたる如き、後又天正慶長中、畠山氏長壽院盛淳を重用したる如き、亦その例とすることが出来る。^{〔注二〕} 忠昌の好學と、程朱學の勃興とは上述の如くであり、桂菴の招聘によつて忠昌は薩南學派の首功を擔ふことゝなつた。桂菴の在るとき、好學を以て史籍に名を遺せる士臣には、伊作久逸、鳥津勝久、同篤久、同國久、同忠廉、同忠朝があり、又鳥取政秀、伊地知重貞、平山忠康、新納忠親、村田經安、小野克盛があり、伊作久逸が桂菴を文明十年九月櫛間に迎へたるは前述の如く、またその桂菴との交遊に就ては鳥隱漁唱に「文明戊戌蘭節前二日、大官藤氏吏部公^久と普門境に遊ぶの詩がある。^{〔注三〕} 薩州家の鳥津國久は桂菴が「謝薩州閣下賜靈杖詩」に於て、其人と爲りを詠じて、「仁風義氣滿海外、人馬庚哉天下傳」といへる如く、又酒肉を斷ち、洮汰の教を看る等のことは鳥隱漁唱にあらはれてゐるが、^{〔注四〕} 就中京都五山の耆宿季弘大淑は之に「學圃亭記」を作つて、

國久公之繼而保國也。所存者仁。所好者義。見遠慮深。嘉政日聞。然泊焉無心於劇務。舉國付之。今之賢太守。遂就林泉最佳之地。卜栖遲於其間。門无鳴騶。座謝豪客。所接者方外毳衲。所愛者花竹煙雲。と推稱した。^{〔注五〕}

鳥津忠廉は日向飢肥の領主として驍名あり、領内安國寺は桂菴緣故の地に於て、又桂菴を待つこと篤く、忠廉が延徳元年京に使し、同三年八月泉南に病死するや、桂菴は哀悼の詩十首を賦し、^{〔注六〕} 松塢にも又、悼鳥津匠作公詩并序があり、序に曰く、「匠作公前年之狀、一舸東遊、寓于洛下久矣、或扣名公巨卿之門、或厠韻人墨客之席、一吟一嘯、傳人斂厥衽、誠一時之盛事也」と。^{〔注七〕} 以てその徳望、文藻を想ふべきものがある。其子忠朝亦飢肥に守となり、桂菴に親灸したことは、鳥隱集に「題匠作公扇面詩」爲菊修籬十首^{〔鳥津匠作〕}等^{〔公同雅席〕}の詩があつて知られる。^{〔注八〕}

鳥取政秀は號哦松、伊集院に地頭となり、治化大いに擧つたが、また桂菴に師事して吟詠に耽つた。鳥隱集に哦松賢主人の東遊別送の詩、又、擊節藤氏政秀公賀正之新調詩^{〔注九〕}がある。伊地知重貞は大學刊行を以て世に著はれ、伊地知版大學の榮譽は後世にその名を喧稱せしめた。^{〔注十〕} 小野克盛は野邊氏にして、桂菴

鳥津忠廉

鳥津忠朝

鳥取政秀

伊地知重貞

小野克盛

日新齋の文教上の事蹟

幼時の環境

傳新納忠澄
母梅窓夫人

海藏院頼増

常珠寺俊安

舜田と舜有

は「左金吾小野克盛、予之所宗、而舊交之最厚者也」とまで言つた。^{〔注一〇〕}

忠昌の後、忠治、忠隆、勝久を経て、島津忠良の執政たるや、其豊功美蹟は鬱然として出づるに至り、薩摩の文教を語るに、日新齋を措いては、又價值なきほどの遺化を後世に及ぼした。日新齋の學問を觀る上に於て、先づその環境を見るに、祖父伊作久逸は桂菴と縁故深く、又幼時傳育の任に當つた母の甥新納能登守忠澄は、漁隱と號し、文武に暢達し、母梅窓夫人は常に論語又は大學を愛讀し、儒教に志深かつたと言ひ、近親にしてこの三人の董化最も大なるものであつた。桂菴の寂年は日新齋の十七歳の時に當り、愛甲喜春の傳ふる如き直接師承のことは考へられないが、桂門儒學の盛運に遇ふたことであるから、その感化の極めて大きかつたことは言を須ひない。^{〔注一一〕}又日新齋の修學徳育上の嚮納には、伊作海藏院頼増の剛健嚴格なる庭訓があり、青年の頃には、田布施常珠寺の俊安の篤實精密なる修禪があつた。而して、天文五年以後専ら師事寵遇の渥かつたものに、桂菴の學統舜田舜有の二師があり、^{〔注一二〕}天文七年加世田を領するや、舜田を移して保泉寺に補し、又後舜有の爲めに、梅岳寺を建てた。日新齋の學統は以上の如くして、儒佛を兼修し、その宗本をこの二教の折衷に仰いだけ

神儒佛の三教一致

學事の獎勵

日新の號の出所

れども、又別に神道を崇敬し、之を加味して三教一致を説いたことは、俊安の頌に明白である。^{〔注一三〕}日新齋の盛業は桂菴の學風を布唱し、而して大成したこと、質實剛健なる薩藩士風を養成して後世の盛運を開いたこと、を最も偉とすべく、其の言行逸事に至つては、日新菩薩記等に甚だ多くを傳へてゐる。

先づ日新齋の學事獎勵を見るに、其の勸學の篤きことは、殿中の赴き、尋常明師に投じて誨を求め、今は法華説、今は六經の談、又は日本紀百官式目、太平記、砂石集に至る迄で、時を得て螺を吹かせ、諸宗を集め、勤て學を勧めし事、四時一日も破費せず、一朝一日の他遊にも書籍を携へ、至る所寸隙を惜て、古書を聞き、書義を尋て、其要を取て機鑑とせし故に、賢者才人自遠方來て、喜樂のみありし、と云ふ日新菩薩記の記事は、語り得て遺す所がない。日新の號は漢學起源に愛甲喜春の傳聞として、日新齋嘗て桂菴に就き、湯盤銘の講義を聞き、近く身に命じ、顧みて戒と爲さんが爲め、日新と號せりとあるけれども、^{〔注一四〕}日新齋が日新と號したのは、大永・天文の交であつて、桂菴に就いたといふのは當らないが、その出所は勿論大學の湯之盤に見える「苟日新、日々新、又日新」に由ることは明かだ、日新齋が身自ら之を以て戒律と爲さんとしたことは、眞を傳ふるに庶幾い。又

孔子聖蹟圖を
座右に置く

祭祀を重んじ
忠孝を奨む

座右孔子聖蹟圖の屏風を置いて觀戒としたことは、自らを責めて、然る後人に及ぼすの日新齋の學風を窺ふのに好個の事實である。斯くして後、子弟を獎勵して武事の餘暇には必ず文事を修めしめ、伊呂波歌を作つて聖經を里耳に入り易くし、土民をして吟誦の間自ら道を知らしめた。又近臣の子弟を集めて教育せるもの多く、これらは朝早起して沐浴し、髪を結び、其間觀音經一卷を誦讀し、而る後、日課の書籍を復讀するを例とし、若し學を疎んずるものあれば、棒又は拳を振つて懲戒したといふ。^{〔注一六〕}次に日新齋の祭祀を重んじ、忠孝の道を鼓舞したことは、諸所の寺に戦亡領を寄せて戦歿者の祭祀を絶えざらしめ、毎年七月の盂蘭盆に日新齋自ら祖先を祭り、次に戦歿者に及び、十四十五の兩夜には幾萬の燈籠が保泉寺下來巢馬場の兩側に連つたといひ、又人形師に命じて忠臣、義子、孝子、貞婦等の像を造らしめ、同夜之を衆に示してこの道を獎勵した。^{〔注一七〕}嘗て田布施にて中間孫七なる者が父と諍つて杖を以て向へるを聞いて之を刑死せしめ、猶ほ死骸を掘出して不孝の二字を烙して梟したること、同じく田布施にて長井彌五郎が母と口論せる時、通行して之を即座に斬らしめ、又高橋郷の邊牟木庫藤兵衛尉の不孝を聞いて扶持の水田一町を沒收し、大赦あり

士器の養成と
禮義の嚴守

惠政撫民

義久への訓誡
狀

たるも之を免じなかつたことは、其の不忠不孝を憎むこと仇讐の如きものがあつたことを知らしめる。^{〔注一八〕}次に士を重んじ、禮義を嚴守せしめたことは、後義久、義弘の時に、一番の俊髦と稱された新納忠元、川上久朗、鎌田政年、肝付兼寛、四人の姓名を看姓所の壁間に貼つて、其の才幹の成長を念じたこと、才藝の士を登用して下郎庶人を分たさず、學を好む者には書を與へ、武を好む者には韜略を教へ、管絃に秀づる者には絲竹を給して、各、その器を養成せしめた。^{〔注一九〕}又諸侍禁制の事として、額上を荒蕪し、口内を不濺、牙齒を不黒、爪上を不研、座中の起居履、闕、御門の出入不謹、戲笑言語し、威儀澹如たらざる侍、出仕停止ある事、と菩薩記に見えるのは、禮節を重んじたことの一斑を思はしめる。^{〔注二〇〕}次にその惠政撫民の事實は、舊來行はれた牛割串刺、張附の如き酷刑を禁じ、又流罪、死罪をも緩うしたことを菩薩記に傳へてゐるが、斯かる寛刑を行ふた一方、不義不善は些かも容赦することなく、博奕の如き悖徳俗亂の行爲は嚴禁して、淳風を助長するに努めた。^{〔注二一〕}永祿四年十月、義久に與へた書簡にも、このことに關して、内には鰥寡孤獨のあはれを密行し、假初にも人をそこなひやぶらじの持戒を逼塞候て、外には禁籠張着をもかまへらるべしと、誠めてゐる。^{〔注二二〕}また天文十四年、加世

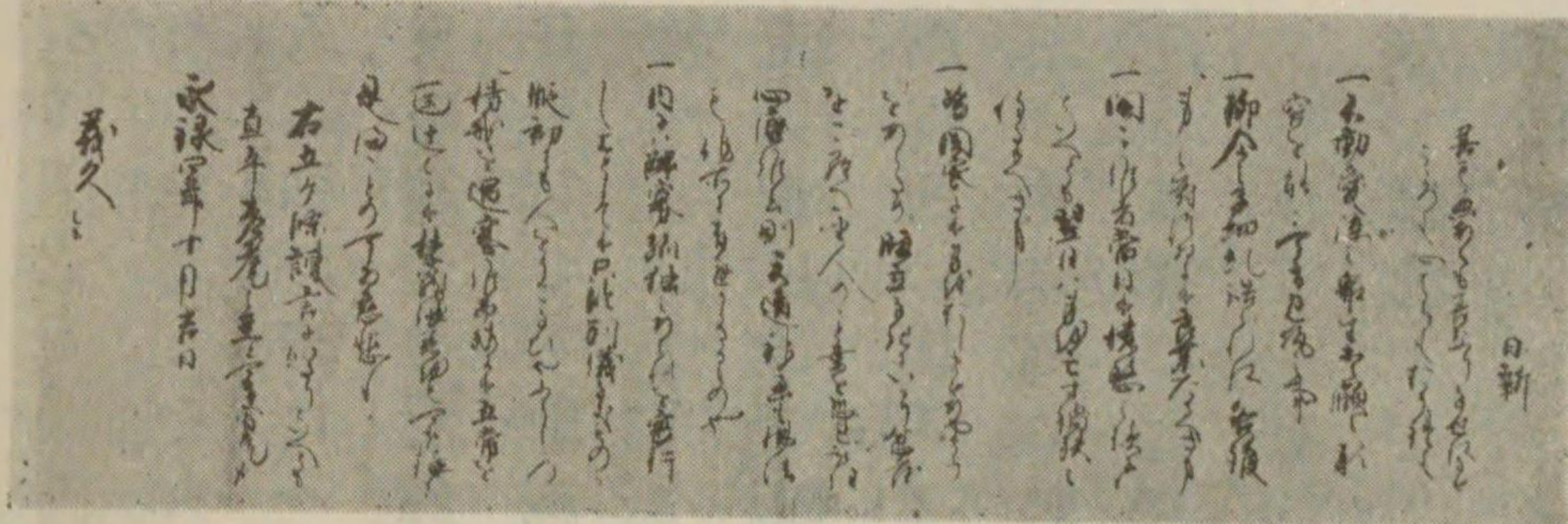
桑御前と養蠶

田阿多堺の大河に長橋を架して交通に便し、その他殖産上には、猶ほ加世田の鍛冶阿多の桶屋田布施の木挽永吉の大工は日新齋の奨励に始ると口碑に傳

へられ、日新齋の後室文質桂才が養蠶に力を致した事蹟も今に桑御前と崇められてゐる。

島津氏は義久義弘家久の三代の間、戦に勝つや、厚く死者を葬り、僧を集めて施餓鬼を修して其後を供養して、毫も敵味方を分つことなく、或は六地藏を建立する等のことは恰も家法の如くに行はれたが、この博愛仁慈の精神は古くより薩摩の士風であつたとも思はれるが、實に日新齋に於て遺法となつたものである。その例は日新齋が大永六年島津實久の黨邊河忠直を帖佐城に攻めた時、敵味方の死屍を供養したるを注二七始め、天文七年頃阿多加世田の兵亂に肥後宮原井尻の死地に六地藏塔を建て、同じく實久に勝つや、其黨與を深く追窮せず、猶ほ之に北薩の舊邑を保全せしめ、天文八年貴久の市來攻略に際して敵

博愛仁慈の遺風



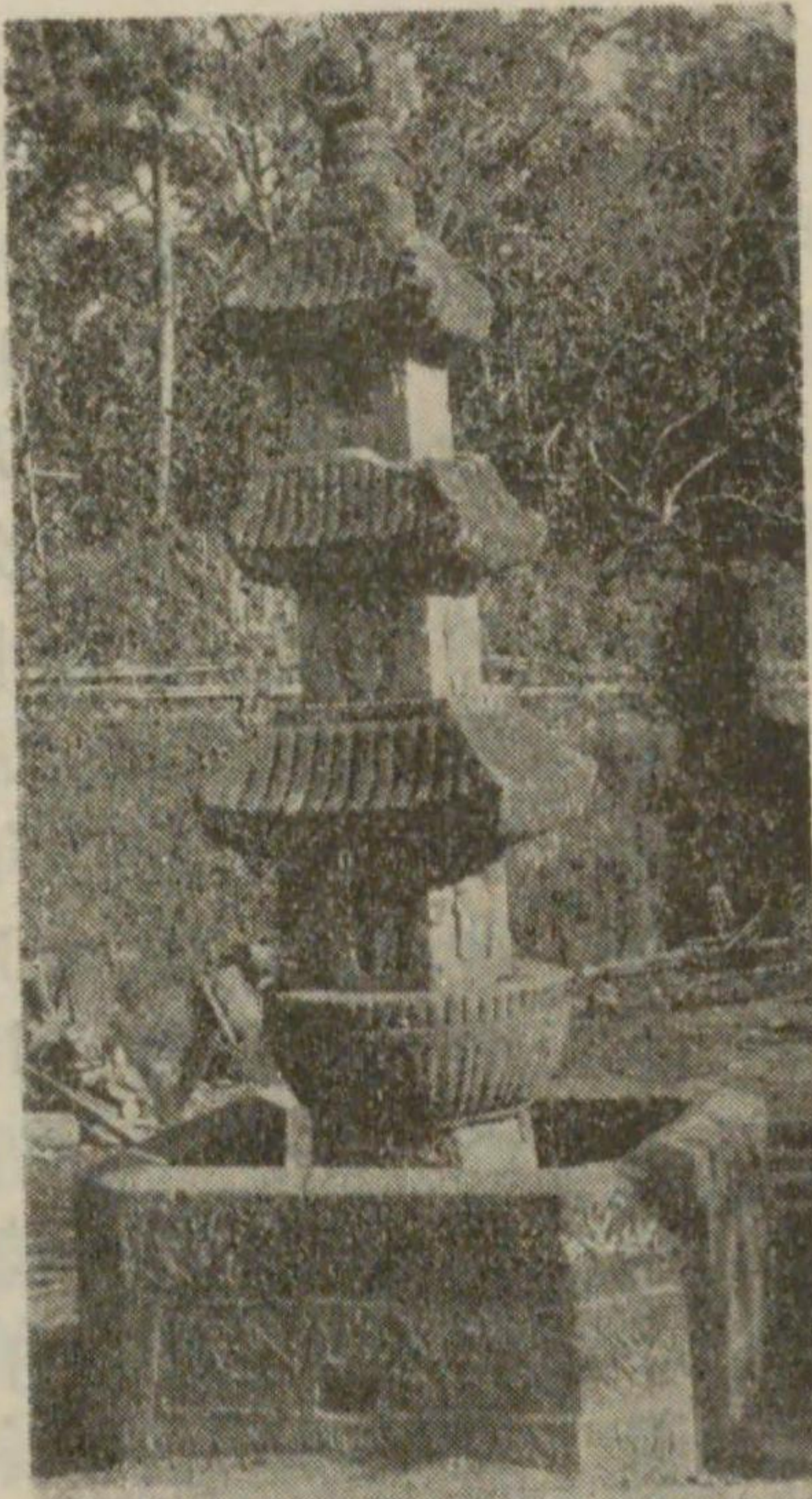
第六十三圖 島津日新齋訓誠狀(公島津忠重所藏)

六地藏塔

新納忠苗を赦す

頸塚

大施餓鬼



第六十四圖 六地藏塔(加世田町)

(銘) 一切の罪も消なむ彌陀地藏 四十九の身の四十八願

を垂れ、永祿九年日向三ノ山小における伊東氏との會戦後、敵味方の爲め供養し、日新齋及び貴久は南無阿彌陀佛の六字を冠せる追悼歌を詠じた。注二七また義久が日向高城の役に大友軍を大破した後も、同地に豊後塚を建て、また僧代賢始め衆僧三百人餘を福昌寺に招じて大施餓鬼を修したことは川上久辰日記等に見え、義弘の伊東軍を日向木崎原に撃破せる後、戦場に六地藏を建て、主なる敵將六十人餘の名さへ傳へしめたことは、かの朝鮮役後慶長四年義弘忠恒父子の高野山に建立せる敵味方供養碑と共に廣く世に知られてゐる。また

木崎原合戦の六地藏

豊後塚

島原役後の卒塔婆

岩屋城攻略後の大施餓鬼修行

伊呂波歌の作製

半松齋宗養の合點

近衛種家の跋

天正十二年の島原の役後、敵將龍造寺隆信等の供養の爲め、福昌寺代賢始め、薩隅日及び八代、葦北の僧一千餘をして島原に於て讀經せしめ、三十餘尋の卒塔婆を建立し、^{〔注三二〕}天正十四年の筑前岩屋城攻略の後にも、敵將高橋紹運を始め、戦歿者に茂林和尚を招請して施餓鬼を修した。^{〔注三三〕}かくの如く、大役ある毎に敵味方の供養を怠らず、或は碑を建て、塔を作つて之を合祀したことは、薩摩の博愛思想の現として誠に記憶すべき所である。

次に伊呂波歌は、その製作年代に關しては、いま天文十五年以前、數年の間といふの外ないが、天文十四年近衛種家が日野資方を使として、貴久に束帶衣服を贈つた時、春成久正の上洛に托して花ノ本半松齋宗養に合點を求めたものと思はれ、^{〔注三四〕}天文十五年正月、近衛種家は之に跋を附し、宗養また評語を加へて返附したもので、^{〔注三五〕}種家が遠國の詠歌なればさもおもしろくあるまじと思ひ、先づ一首を讀みたるに、思ひの外なるにより、衣冠を改めてこれを閲したといひ、又その歌も一字の添削を加へたのみと傳ふことは、伊呂波歌そのものを味讀する上に抹殺し難い傳である。^{〔注三六〕}日新齋がその學問思想を擴めるに、平易暢達なる歌謠を以てしたことは、其用意の周到深遠なるを詳知すべきである。之

後世經典として伊呂波歌を神聖視す

が永く薩藩治教の準的、子弟教養の經典として神聖視されたことは、徳田邕興の島津家御舊制軍法卷鈔に、貴久主より以來、惟新主伊呂波歌御詠歌を、日夜拜見有て、其通りに御實行をば勵み給ふ御常式なり。貴久主の御意にて、諸士七書にても四書にても、講釋する度毎に、終りは「右の道を聞ても」と有御歌を高らかに三返唱へ奉りて書物をおさむるを習とし、評定所上段の正面に、額に伊呂波御歌の中三首^{〔イ・ト・モ〕}を書記し、家老毎日出席の時、右の御額を拜し奉り、御歌を吟し奉る御法なり」と言ひ、又久保之正の「日新公伊呂波御歌解釋序」にも、されば當時天下の武將道義に於て、先賢君公へ相並候士有之を聞かず、當末代に至り、御歌に違背の無之様にとの思召を以て、三ヶ國御政事出候。御家老座御床の上に、御歌三首樹置かせられ給ひぬ。故に大臣小臣齊明盛服して御歌拜吟、道義を尊信し士道を相養候」とあるによつて證せらるゝのみならず、藩主の諭告、家臣の封事等に屢之を引用して金科玉條となし、或は寺子屋の讀本となり、習字本となるに至つた。その四十七首の内容は、因果應報、頓悟博愛の佛道を始め、武道、儒道、政道に互り、又學問、修養、正義、克己、利欲、惜陰、勤勉、敬君、事長、交友等の世道人倫の全般に互つてゐるが、今その全文を掲げよう。^{〔注三七〕}

伊呂波歌の内容

- (イ)いにしへの道を聞きても唱へてもわが行にせずばかひなし
 (ロ)樓の上もはにふの小屋も住む人の心にこそはたかきいやしき
 (ハ)はかなくも明日の命を頼むかな今日も今日もと學びをばせで
 (ニ)似たるこそ友としよけれ交らばわれにます人おとなしきひと
 (ホ)佛神他にましまさず人よりもこゝろに耻ぢよ天地よく知る
 (ヘ)下手ぞとて我とゆるすな稽古だにつもりばちりもやまとことのは
 (ト)科ありて人を斬るとも軽くすな活かす刀もたゞ一つなり
 (チ)智恵能は身につきぬれど荷にならず人はおもんじはづるものなり
 (リ)理も法も立たぬ世ぞとてひきやすきこゝろの駒の行くにまかすな
 (ヌ)ぬす人は餘所より入るとおもふかや耳目の門に戸ざしよくせよ
 (ル)流通すと貴人や君が物語りはじめて聞ける顔もちぞよき
 (ヲ)小車のわが悪業アクゴトにひかれてやつとむる道をうしと見るらん
 (ワ)私を捨てゝ君にしむかはねばうらみも起り述懐もあり
 (カ)學問はあしたの潮のひるまにもなみのよるこそなほ靜かなれ
 (ヨ)善きあしき人の上にて身を磨け友はかゞみとなるものぞかし
 (夕)種子となる心の水にまかせずば道より外に名も流れまじ

- (レ)禮するは人にするかは人をまたさぐるは人を下ぐるものかは
 (ツ)そしるにも二つあるべし大方は主人のためになるものと知れ
 (ヅ)つらしとて恨かへすな我れ人に報い報いてはてしなき世ぞ
 (ネ)ねがはずば隔てもあらじいつはりの世にまことある伊勢の神垣
 (ナ)名を今にのこしおきける人も人こゝろもこゝろ何かおとらん
 (ラ)樂も苦も時過ぎぬれば跡もなし世に残る名をたゞおもふべし
 (ム)昔より道ならずして驕る身の天のせめにしあはざるはなし
 (ウ)憂かりける今の世こそはさきの世とおもへばいまぞ後の世ならん
 (キ)亥に臥して寅には起くと夕露の身をいたづらにあらせじがため
 (ノ)遁るまじ所をかねて思ひきれ時に至りて涼しかるべし
 (オ)思ほえず違ふものなり身の上の欲をはなれて義をまもれひと
 (ク)苦しくとすぐ道を行け九折ツツラ坂の末は鞍馬のさかさまの世ぞ
 (ヤ)やはらぐと怒るをいはゞ弓と筆鳥に二つのつばさとを知れ
 (マ)萬能も一心とあり事ふるに身ばし頼むな思案勘忍
 (ケ)賢不肖用ぬ捨つるといふ人も必ならば殊勝なるべし
 (フ)不勢とて敵を侮ることなかれ多勢を見ても恐るべからず

- (コ)心こそ軍する身の命なれそろゆれば生き揃はねば死す
(エ)回向には我と人とを隔つなよ看經はよししてもせずとも
(テ)敵となる人こそはわが師匠ぞとおもひかへして身をも嗜め
(ア)あきらけき目も吳竹の此世より迷はゞいかに後のやみぢは
(サ)酒も水ながれも酒となるぞかしたゞなさけあれ君がことの葉
(キ)聞くことも又見ることも心がら皆まよひなりみなさととりなり
(ユ)弓を得て失ふことも大將のこゝろ一つの手をば離れず
(メ)めぐりては我身にこそは事へけれ先祖のまつり忠孝の道
(ミ)道にただ身をば捨てんと思ひとれかならず天のたすけあるべし
(シ)舌だにも齒のこはきをば知るものを人はこゝろのなからましやは
(エ)酔へる世をさましもやらで盃に無明の酒をかさぬるはうし
(ヒ)ひとり身をあはれと思へ物毎に民にはゆるすこゝろあるべし
(モ)もろもろの國や所の政道は人にまづよく教へならはせ
(セ)善に移り過れるをば改めよ義不義は生れつかぬものなり
(ス)少しきを足れりとも知れ満ちぬれば月もほどなく十六夜のそら

この日新齋の子貴久・孫義久・義弘中書家久及び曾孫家久の各世代が相續い

で盛業をなした状は誠に壯觀といふべく、而かもこの間文化上傳ふべきものも亦頗る多い。貴久も亦桂門の耕翁舜田三枝舜有の二師に就いて儒佛を修め、心身を練磨したことは明らかで、既に八歳の頃春成久正に就いて書を學んだと傳へてゐる。若年の頃田布施に於て鷹狩の折溝を渡り兼ねた時、從者が水に入つて肩を興へたるに、士の肩を踏むは無禮として一旦辭したる如き逸話は、よく日新齋の敬士の教を失はなつたことを傳ふるものであり、若冠十三歳にして、勝久の讓を受け、鹿兒島に在つた時、老獺實久によつて鹿兒島を陥れられ、潜行して田布施の父の許に歸るや、忠良憚ばずして一旦守護に職たりながら、妄りに城を棄て、去りたる怯懦を責めたので、深く慚憤して奮起し、これより文武の道を練磨し、智徳武威日々に進んだといふ如きは、日新齋の薰陶の嚴格と、貴久の豪毅の氣象とを窺はしめるものである。貴久が天文八年八月日新齋と連判を以て下したる法制十ヶ條は種々の意味に於て興味があり、貴久の政道の要を窺ふに足るものである。

貴久が日新齋の伊呂波歌を尊崇したことは最も深く、後世之が風となつたのは實にこれが規範たりしものである。貴久も亦和歌をよくし、好んで孟子

義久義弘歳久家久に對する日新齋の評

及び六韜を愛讀し且暮手を釋かなかつたといふ。〔注四二〕

貴久の後、義久、義弘、歳久、家久は日新齋の評の如く、義久は三州の總師たるべき材徳あり、義弘は雄略傑出し、歳久は智計優れ、家久亦戦法に妙を得てゐた。この四人は元龜、天正の間多く戦塵戎旅の間に馳驅したので、武運の傳ふべきものに比して文事は少いけれども、なほ其の美蹟また尠しとしない。義久は幼にして祖父日新齋の薫陶を受け、好學の念が篤く、殊に和歌を最も得意とし、嘗て日新齋に倣つて伊呂波歌を作つた。〔注四三〕 義久の質素に就ては、その富限にあつたとき、嘗て肥後の加藤清正の遣せる忍の者が内偵したるに、座敷も意外に

義久の伊呂波歌

義久の質素

兪相にして、障子など反古張りであつたので、意外に思ひ、これが記憶に残つたといふことを歸り報じたので、清正も薩摩の武邊には到底及ばない所であると讚嘆したといふことである。〔注四三〕

義弘と文教
黄友賢

義弘も日新齋の薫育を受けて篤學精勵、文之西一峯を用ひ、明儒黄友賢を厚遇して學を講せしめた。黄友賢は福建連江縣江夏郡の人にして、永祿三年世明三十九年嘉靖流賊に拘せられて來朝し、初め川内に寓し、後二洲一翁と來往し、程朱の學を文之に授けた。友賢は尤も易筮に精通してゐたので、天正十年八代に於

環溪先生

て義弘に卜筮を以て祿仕し、〔注四四〕上井覺兼等の部將とも交遊があつた。〔注四五〕 朝鮮役にも従ひ、歸つて義弘の伏見にあるや、友賢の名は京洛に藉甚し、遂に天朝に達して筮木を賜り、聖護院道澄親王は環溪先生の號を賜つた。秀吉も一時之を用ひんとしたが、友賢はその聘を却けたといふ。慶長の間、府城の築造に地を下して功あり、十二年義弘の帖佐より加治木に移るに従つて營地を卜し、自身また從遷し、食祿三百石を以て士班となり、出身の郷名を取て江夏氏を稱した。而して十五年七月二十三日、齡七十三を以て加治木に歿し、木田村實窓寺に葬られた。〔注四六〕

義弘の逸事
二才衆の遠流

義弘の事蹟逸事の傳ふべきものは餘りに多いが、その獎學の法は、加治木に在つた頃、二才衆の夜行徘徊を懲らしめる爲め、遠流と稱して櫻島、谷山、垂水等の近き外城へ遣し、その間各、四書を學ばしめ、學業稍進めば乃ち赦免し、徵罰と獎學とを巧妙に用ひたる如きは、文教上興味ある事である。〔注四七〕 義弘は最も諸士の撫育に留意し、諸士妻帯すれば新婦を招いて親しく婦道を訓諭し、家に男兒生るれば三十餘日にして之を召し、膝の上に抱上げて其の前途を囑望したといふ。〔注四八〕 又義弘は醫術に心を用ひ、自ら醫書を編したといはれ、藥方を小篠太郎

義弘と醫術

左衛門尉より受け、慶長八年及び十六年種子島久時に焼めの呪薬方、産前産後の手當を傳授してゐる。又醫士伊丹道甫(攝州人)を招いたが、道甫は薩摩に止ること十餘年に及び、醫業の傍ら茶事を以ても世に鳴つたこと、島津久厚男爵家所藏の僧文之の文に見える所である。(注四九)

薩摩文化に對する近衛家の位置

日新齋の和歌に堪能なりしより貴久、義久、義弘を始め上下斯道を好んだことは著しく、連歌も亦この頃大いに流行した。室町季世に於て近衛家と島津氏との間が極めて親密となり、就中種家、前久、信輔(信)が屢々薩摩と交渉を有したことは京文化の注入に與つて大きな力があつた。例へば天文十六年九月植家は本田紀伊守へ色紙卅六枚、同又二郎へ花月集一冊、宸筆短冊十枚を贈り、天文廿一年六月には、樺山玄佐へ短冊十枚を、島津又四郎へ色紙を贈り、又天文十年五月伊勢常真より嶋津武藏守へ書札禮一卷を相傳してゐるが如きことあり、之等は好文の士を刺戟して京都文物の吸收に向はしめたことは疑ない所である。(注五〇) 日新齋が宗養に合點を求めた如く、薩隅の武將が京洛縉紳の風流を慕ふたことも少くなく、永正八年二月大隅の吉田若狹守位清が薩摩の僧珠全を同道して三條西實隆を訪ひ、自作の歌に合點を乞ひ、又禰寢尊重が青蚨一緡

吉田位清三條西實隆に和歌の合點を請ふ禰寢尊重近衛政家を訪ふ

高城珠全

太刀一腰を携へて近衛政家に面謁してゐるのは、その例である。(注五一) 珠全は享祿

連歌師宗碩來薩

年間、於て連歌師として空山日記等に屢々勝久の側近に侍してゐた高城珠全であり、彼の宗祇の徒であつて、宗祇が明應年間福昌寺の僧や喜入氏と親交があり、又永正十四年連歌宗匠宗碩が來薩し、忠隆が之に古今傳授を受けんとし、陪席上下五人のみを許したといふことも連歌の流行を物語るものである。(注五二)

連歌の興行

其の後肝付兼續一族も高城珠全と共に詠める連句を遺してをり、又貴久、義久及び家久時代に於ける和漢の連歌興行の懷紙の今に遺されてゐるものも少くない。かゝるものとして、永祿十年二月廿五日の賦山何百韻、元龜二年八月十六日の百句、天正二年七月廿日の賦何船百韻、天正九年二月廿五日の賦何人百韻、慶長七年十一月十二日懷舊の連歌百韻に依つて見ても、肝付兼演、平田昌宗、比志島國貞、伊集院忠治、同忠棟、五代友治、伊地知重秀、川上久隅、上井覺兼、新納忠元等の武將が文事にも堪能なりしことを知り得、また朋友としては不斷光院芳溪、淨光明寺其阿、高城珠全、同珠長、中江意溫、齋周琳等があつた。而して之等の外特に阿蘇墨齋玄與(惟)は義久、義弘當時文雅の士として知られたものである。

阿蘇玄與

吉例の連歌千句

義弘伊丹道甫に茶の調達を依頼す

近衛信輔の坊ノ津流謫と薩摩の文事

樺山玄佐の文藝

上井伊勢覺兼日記によれば、義久の頃連歌は極めて盛んであつて、毎年正月十六日には吉例として連歌千句を興行したといふ。又義久は秀吉の時伏見京に在洛するや、屢、宗易等と交遊して連歌及び茶の湯の席に連り、又義弘も伊丹道甫に茶の調達を依頼し、千利休に茶湯の作法を問ひ、遂に傳授を受けたほどであり、又北郷一雲の如きも青蓮院宮より入木道の免許七條を受けた。この點に於て、文祿三年の近衛信輔の坊ノ津流謫は薩摩の武將の文藝趣味を大いに刺戟したに違ひない。時に義久は屢、和歌の雅席を催して信輔の無聊を慰め、樺山忠助劍紹等の武將はこの芳筵に侍してその詠に和した。〔註五五〕

而して、この時代の武將の文事を語る上に於て逸すべからざる者として、ここに樺山玄佐、新納忠元、上井覺兼の三人を擧げてでもいゝであらう。樺山玄佐善久、幸久、山吟齋は前章屢述べたる如く、貴久、義久に仕へて最も武功を樹て、殊に此の二代の國內統一時代に大勢を洞達するの明があつて、父信久と共に時として一身を犠牲として島津氏の統一を助けた。天文十七年、大隅清水の本田董親の没落の時、其の城裏の屋室の楨の柱に、たち馴し楨の柱もかはるなよめぐりあふべき時しありやとと、詠み残してあつたので、流れいでて歸る瀬もなき水



第六十五圖 島津家久古今傳授起請文 (藏所氏重忠津島爵公)

壺の跡はかなくも憑み置くなと箭文に書いて放つたといふのは、玄佐の卅六歳の時である。〔註五六〕間もなく天文廿年正八幡宮の尊體を請せんとして上洛するや、飛鳥井雅綱、同雅教等の和歌の席に列り、著名なる連歌師紹巴等と交遊した。〔註五七〕義久は玄佐と深く盟約する所があつたので、弘治三年蒲生攻めの時、玄佐の子忠副の戦死に際しては、特に六字の名號を頭として悼歌六首を寄せた。〔註五八〕玄佐が永祿

樺山玄佐と古今傳授

九年遂に不斷光院清譽の斡旋によつて近衛前久より古今集の傳授を受け、爾來歌道を以て鳴るやうになつたことは、天正九年島津中務大輔家久に歌會の規式を教へ、尋いで古今傳授を許してゐるによつても知られる。〔註五九〕又この頃、義久にも古今集の抄物を贈つてをり、其の文祿二年菊月十七日の自筆の覺書に據れば、珠玄よりも古今集聞書七卷を受けてをり、近衛家の夫と共に重代の鴻

實たるべきことを言つてゐる。^{〔注六〇〕}新納忠元上井覺兼河上肱枕等の義久義弘時代の好文の武將は何れも當時長老たりし玄佐より古今集源氏物語等の抄本を借りて書寫したのであつた。^{〔注六一〕}

新納忠元の學藝

新納忠元^{拙齋爲舟}も幼少より屢貴久義久の連歌の席に侍したが、その一生を通じて和歌連歌の道を嗜んで怠ることがなかつた。嘗て天正十年八月京都より下向した日向長持寺の僧より細川藤孝の戦死を傳聞して、其の生前連歌の聽聞を遂げる機會のなかつたことを惜んだ。^{〔注六二〕}新納文書に據れば、朝鮮在陣中の義弘は屢忠元に對して返歌を與へてをり、或る時は身邊に談合の人なきを憾んで合點を請ふてゐる。家久もまた好んで忠元と詠歌の贈答を爲した。^{〔注六三〕}忠元は慶長元年上洛して、三月十一日離洛の時、近衛前久は特に之に對して一首を驢り、廿五日細川幽齋も亦忠元の詠歌に斧正を加へて返した。^{〔注六四〕}而して忠元が此の在洛中、伊勢江庵に頼つて前久より貸與せられた窓外未出の定家撰和歌大概は自ら之を書寫したのである。^{〔注六五〕}

上井覺兼の文事

忠元と同好の者のうち、上井覺兼は若年にして玄菟に參禪し、福昌寺代賢正興寺玄龍黃友賢等と交友した文雅の士であるが、其の遺せる日録中に於ての

川上忠頼書寫の連歌新式

み見るも數多の遺詠を有してをる。殊に天正六年正月十六日には、都於郡内城に於て百韻連歌に、萬代もふるるき梅の若枝哉の發句を詠んだのを始め、^{〔注六六〕}同十二年十二月四日に同名上野介某より紹巴の千句注本を、又十三年三月八日に新納忠元へ歌書二冊を返してゐる如き、その執心を見るべきものがある。^{〔注六七〕}最後に薩摩に於ける連歌の流行を見るべき好個の資料として、縣立圖書館所藏の連歌新式がある。この連歌新式は同本の奥書に據れば、天文十四年七月九日河上忠頼の書寫せるもので、忠頼は忠克の子にして、その弟久朗の孫に當る久國が之を傳へたものである。連歌新式は元龜元年牡丹花肖柏が整理し、後更に紹巴が之に手を加へたるものであるが、本書は肖柏の編せし後僅かに四十五年を経てをり、本書の寫本中年代の明確なる最も古いものにして、紹巴加筆以前の面影を多く存する所頗る價值あるものである。

〔注一〕 秩父家牒 畠山氏墓碑銘
〔注二・三〕 鳥隱漁唱卷上・中
〔注四〕 蕪菴遺稿
〔注五〕 鳥隱漁唱卷下
〔注六〕 松塙稿

〔注七〕 鳥隱漁唱卷上・下
〔注八〕 鳥隱漁唱卷上
〔注九〕 延徳版大學識語
〔注一〇〕 鳥隱漁唱卷上
〔注一一〕 新編鳥津氏世録支流系圖新納譜 漢學起源

- 〔注二一四〕 漢學起源卷三
- 〔注一五一八〕 日新菩薩記
- 〔注一九一二〕 川上久國雜話
- 〔注二三〕 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注二四・二五〕 日新菩薩記
- 〔注二六〕 明赫記一
- 〔注二七〕 日新菩薩記
- 〔注二八〕 島津國史卷一七
- 〔注二九〕 日新菩薩記 樺山玄佐自記
- 〔注三〇〕 川上久辰日記(天正六年戊寅十一月二十三
日條) 明赫記五 上井伊勢覺兼日記四 大日本金石
史三
- 〔注三一〕 明赫記三
- 〔注三二〕 上井伊勢覺兼日記四 膝部兵右衛門聞書
長谷場越前自記 明赫記六
- 〔注三三〕 豐薩軍記六 太宰府管内誌上
- 〔注三四・三六〕 舊記雜錄前編卷四六 箕輪伊賀入道
覺書 袖ヶ崎島津公爵家文書 加世田春成氏由緒書

- 〔注三七〕 新篇島津氏世錄支流系圖伊作譜 日新公伊
呂波歌並單騎要祕 薩藩士風沿革參照
- 〔注三八〕 薩藩先公遺德上
- 〔注三九〕 舊記雜錄前編卷四四
- 〔注四〇〕 同上卷四五
- 〔注四一〕 薩藩先公遺德上
- 〔注四二〕 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注四三〕 薩藩先公遺德上
- 〔注四四〕 漢學起源卷三 南浦文集申
- 〔注四五〕 上井伊勢覺兼日記四
- 〔注四六〕 漢學起源卷三 板坂卜齋覺書
- 〔注四七〕 薩藩舊傳集三 三曉菴隨筆上
- 〔注四八〕 盛香集一
- 〔注四九〕 薩藩先公遺德上 種子島男爵家文書
- 〔注五〇〕 舊記雜錄前編卷四七・四八 梅北正五氏所
藏書札禮與書
- 〔注五一〕 實隆公記四四
- 〔注五二〕 後法興院記(延徳元年十一月十七日條)
- 〔注五三〕 舊記雜錄前編卷四二 種子島家譜二 肝付

- 兼亮氏所藏文書 袖ヶ崎島津公爵家文書 有村文書
宇都宮虎二氏所藏文書 曾木豊二氏所藏文書 北郷
文書
- 〔注五四〕 伊丹文書 惟新様より利休江御尋之條書之
寫 薩藩舊傳集二 北郷文書乾
- 〔注五五〕 近衛家記録 阿蘇玄與日記 樺山家文書
- 〔注五六〕 舊記雜錄前編卷四七

- 〔注五七〕 新編島津氏世錄支流系圖樺山譜
- 〔注五八・六一〕 傳家龜鏡一〇・一一 樺山岩彦氏所
藏古今和歌集與書
- 〔注六二・六三〕 新納嘉夫氏所藏文書
- 〔注六四〕 新編島津氏世錄支流系圖新納譜
- 〔注六五〕 島津泰輝氏所藏和歌大概與書
- 〔注六六・六七〕 上井伊勢覺兼日記三一五

第三節 諸制度の發達

近世初期薩摩藩に於ける諸般の政治態制は、遠く鎌倉時代以來發達し來つた沿革に基礎を有するとはいへ、その發端は中興貴久以後義久、義弘の代に於て除々に形成され、やがて家久の時に及んで完備されたものが多い。その個個の制度に就いては、後編藩制の中にも述べるであらうが、今爰には沿革上の敘述の順序として、特に重要なものに觸れて置きたい。

元龜、天正の間は三州統一を始め、全九州に兵馬を驅馳した關係によつて、軍事は最も發達したが、就中鐵砲の傳來はよくその時代の要求に應じ、忽ちにして九州のみならず、全國にこの新兵器の傳播を見るやうになり、近世の戦法に

鐵砲の傳來と
軍制の變革

八板金兵衛の苦心

畿内へ傳播の經路

根來寺杉坊妙算

津田監物

坊ノ津一乘院と根來寺との關係

重大な影響を及した。所傳に據れば種子島時堯は先づ家臣篠川小四郎秀重に命じて製薬の法を學ばしめ、又工人八板金兵衛清定に命じて鐵砲の製作に従はしめ、彼は慘憺たる苦心の後之を模造し得たが、底部を閉塞する法を知らず、煩悶焦慮の末、翌年熊野浦に來航した葡萄牙人によつて初めて完成するを得たといふ。^{〔注一〕}種子島氏の偉功は單にこの新兵器の傳受、研究に止らず、實に之を頒つに吝かでなかつたことである。これが畿内への傳播の經路に就ては、紀州根來寺杉坊妙算、或はその兄津田監物^{長等}によつて齎らされたものが最も早いと思はれる。津田監物の紀州へ歸つた年次は、或は天文十三年三月に種子島を發したといひ、或は同月を紀州へ歸著した時にかけてゐて、孰れが正しいか不明であるが、何れにしても初傳以來一二年を出でてゐない。^{〔注二〕}種子島氏は元來律宗であつたが、惠時の祖父時氏の時代、三島^{種子屋久、惠良部}共に法華宗に改宗し、爾來惠時時堯の時はその全盛時代であつたから、宗教上根來寺と直接關係があつたとは思はれない。思ふに種子島と根來寺との關係を見る上には二つの契機がある。一は坊ノ津一乘院の關係で、一乘院龍嚴寺の五代頼憲は永正中、伊集院莊嚴寺精範と同道して根來に至り、精範は同寺寶持院にて他界

渡明の要地としての種子島

足利義輝種子島時堯の製法を徴す

したといふが如く、根來寺と坊ノ津龍嚴寺の僧侶の往來は當時少くなかつたと思はれ、又坊ノ津と種子島とは航海上切り離すことの出来ない關係にあつたから、自然種子島に渡來したことゝ考へられる。^{〔注三〕}二は文明以來種子島が渡明渡琉の要地たりしことで、就中永正十七年細川氏の遣明船をこの島に於て建造し、享祿三年大内氏もこゝに遣明船の艤裝をなしたことがあり、又近くは天文九年六月明船の竹崎浦に漂着せるあり、天文十三年四月には渡明二合船が種子島を解纜してをり、この船は翌年六月に歸朝した。隨つて堺との交通はその地理的距離に比して、實に近かつたのであり、天文十二年出雲守時述の内亂の際には、堺の畫工殊幸なる者が滯留してゐた如く、紀州より渡來する者が少くなかつたと思はれる。^{〔注四〕}芝辻文書に、津田監物は渡明を志し、難破して種子島に漂着したといふことを傳ふるものゝあるのは、稍、眞に幾いのであらうと思はれる。津田監物は根來寺に歸つた後、門前町たる坂本住の堺出身芝辻清右衛門なる鍛冶に之を造らしめ、之は堺鐵砲鍛冶として近江國友の鐵砲鍛冶と共に最も早く知られるやうになつた。^{〔注五〕}その後鐵砲の畿内に流傳するや、將軍足利義輝は、天文十八年三月近衛植家により島津氏を通じて種子島時堯

岩劍城合戦に初めて鐵砲を使用す

天文十八年の加治木攻略の火箭

足輕を主とする火戦々法となる

に南蠻人直傳の火薬の製法を徴した〔註六〕

而して島津氏が實戦に鐵砲を用ひた始めは正確に知り得ないが、その初め

大規て模に使用されたのは、天文二十三年の岩劍城合戦のときと思はれる〔註七〕。畿内に於ては、從來天正三

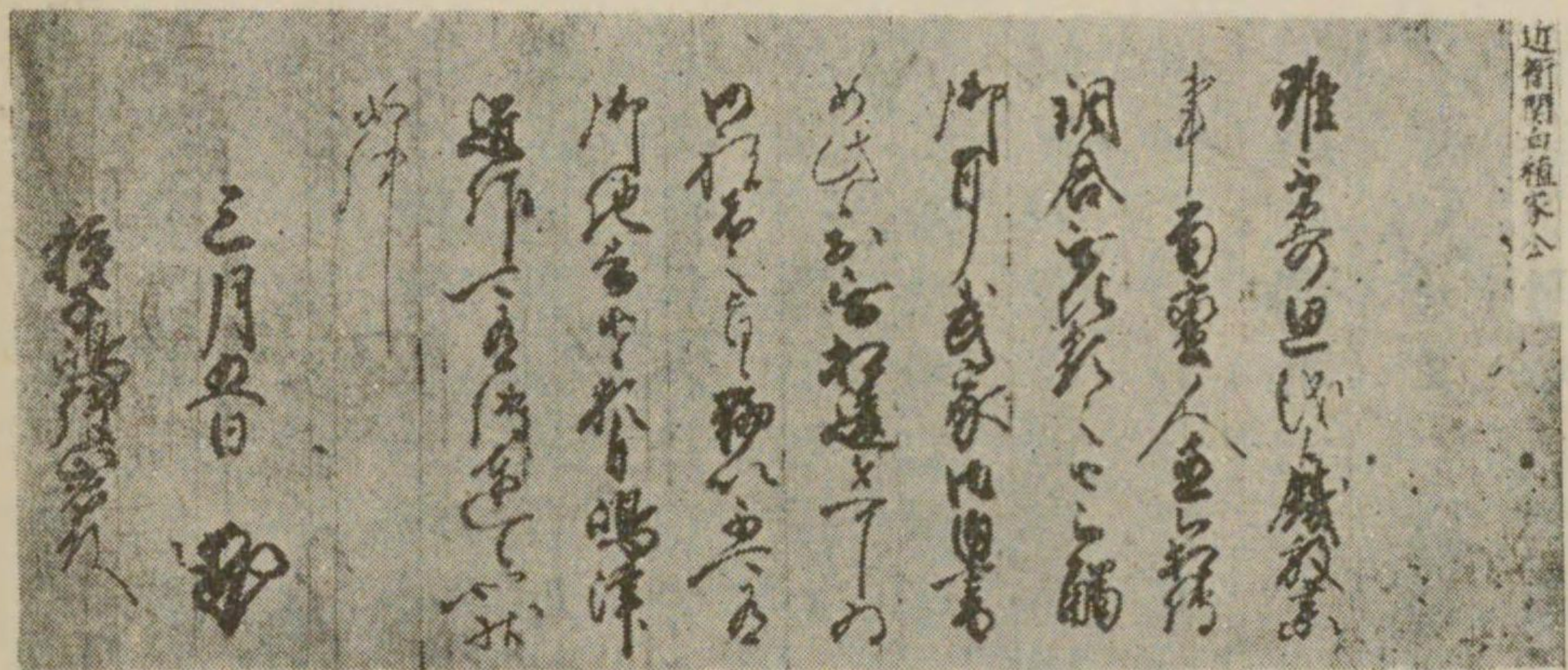
年の長篠の戦に於ける使用が有名であるが、天正五年の信長の雜賀攻めにも用ひられたが、何れにしても

も島津氏に遅るゝこと十餘年である。尙ほ天文十八年十一月貴久の加治木攻略のとき、伊集院忠倉が

火箭を發して肝付の營を燒夷したことがあるが、之は古來使用された石火矢の類か、或は天文十三年傳

はつたといふ大砲かとも思はれる〔註八〕。一度びこの新兵器が實戦に使用されて、效果多大

なるものがあるを知るや、從來の刀鎗肉彈の戦法は大いに改革され、足輕を主とする火戦々法が行はれるに至つた。貴久は前述の如く兵法を好み、六韜七



第六十六圖 近衛種書家狀(男爵子島時望氏所藏)

中書家久最も兵略に秀ず

貴久の天文八年の法規

書を愛讀したといはれ、その四子の内、特に義弘、歳久、中書家久はその實戦上の事蹟より見るも、武略殊に傑れてゐたが、中書家久は最も兵略に秀で、島津氏獨特の戦法を創出したと傳へられる〔註九〕。貴久の天文八年の法規は第一條に於て伍法を定めたる外、平時の軍國的制度として見るべきものが多く、次の如くである〔註一〇〕。

- 一 諸士衆中忠孝の道第一に相守り、五人與中むつまじく可相交事
- 一 領地多き衆は七書を習ひ、人數駈引、昇具、太鼓の合圖、作法常に調練可有之事
- 一 若き衆中は武藝、角力、水練、山坂歩行、平日手足をならすべき事
- 一 田地五反に付、武用に立候家の子一人宛、家内に養育あるべき事
- 一 陣中三十日自飯料引當無之、并軍役出物等於遲滯は、所帶方沒收すべき事
- 一 諸士衆中番狩、普請、其他役務の間日には、不致唯居、主人家之子女迄も、早朝より農業に可出事
- 一 百姓并又内の者にてても、獨身并困窮之者あらば、横目衆にあらず候共、早

速直に可申出事

- 一 諸士衆中之子供無免許候而。出家成停止たるべき事
- 一 地頭領主并奉行頭人下々の訴訟則不致披露。又は邪なる捌候はゞ不及取次。我等父子の間目通え直に可申出候事
- 一 我等父子邪成聊爾之儀見聞候はゞ。誰人にて不_レ差置諫言可_レ致候

伍法の與制度

三組法

伍法は戰時に於ける隊伍の法として實戰上の單位たりしに止らず、平時行政上の基準となり、布令の傳達、非違の檢察、紛争の裁決、公安の維持に資した。日新齋及び貴久は伊作、加世田時代より軍兵の編成に三組法を好んで用ひ、貴久は加世田在任の將士を三組に分ち、平時の勤役にもこの軍賦を適用したといはれ、これは更にこの組中を五人與に編成して精密にしたものである。^{〔註一〕}この與制度は後鹿兒島に移つても公法となり、後の藩政の一基礎となつた。第四條第六條の兵農一致の強兵策は島津氏が他の諸侯の兵農分離を實行した後も依然として採用した所であり、郷士制度を考ふる上に重大な關係があり、かの屯田組織の基礎を爲した所のものである。之を天正六年の軍役賦に見ると、田地高一町より十町に至る各衆中の出賦を、一町は主從二人とし、一町毎

郷士制度との關係

天正六年の軍役賦

に一人を増す規定となつてをり、つまり十町衆は主從十一人となつてゐる。

又武具は高一町に付き具足一領宛賦、善用を以て具備すべきを命じてゐる。^{〔註二〕}

天正四年高原出陣の軍賦

天正四年の高原出陣の軍賦は士卒の賦は大體右と同様、高一町衆一町に付一人宛、主從二人であるが、自飯米である外、詰夫一人を社寺より出し、送夫馬三つ社寺中より出すべく規定し、武具については、一町毎に(一)手かふし^{〔高き三尺五寸、廣二尺五寸〕}壹つ、(二)六尺の立木壹つ、(三)鍬壹具の外、をのかまのこのみなたもつこ^{〔註三〕}なは一つ宛であつて、之を見れば農即ち兵であつたことが誠に明瞭である。又無息衆は二人間詰夫一人、社寺并びに後家中より出す賦であり、飯米は陣中三十日間の自飯米、夫より後は給與された。^{〔註三〕}但し之は五段以上の衆中で、一段より四段までは公義より下給された。^{〔註三〕}鐵砲採用以後の軍賦は義久の元龜元年正月

兵即ち農無息衆

元龜元年の掟

手火矢

引藥玉

天正十四年の義久義弘の掟

十一日の掟に、二十町以上の衆は人を種子島に渡さしめて手火矢張拵方並に引藥調合法を練習せしめ、田五段に付き手火矢一挺^{〔引藥玉附〕}を用意すること、五段以下無息衆は手火矢、引藥玉を藏入より給することを令し、諸士總て手火矢を所持すること、としてゐるのを始め、天正十四年五月朔日の義久義弘の掟に次の如く見られる。

一 諸士衆中面々手持鐵砲六匁玉以上たるべき事
 一 手鉾長刀弓持せ候。又内之者陣立前俄に病死候はゞ殿役持夫相渡すべ
 き事

但手鉾長刀之尺八尺以上禁制之事

一 高百石以下之衆具足心次第たるべし。竹躰雨具は上下共に銘々可持出
 事

一 兵具持衆之鐵砲都而十文目玉二十目玉と相定候事

一 兵具持衆之手鉾弓之數者鐵砲より少く爲持候事

右條々今度肥後口より出陣候。此以後迄も此軍賦りたるべし。諸士衆中第
 一に鐵砲手練無之輩は沒收罪科に行べき者也

手鉾弓の數を鐵砲より少くし又鐵砲手練無き輩を沒收罪科に處するといひ、
 如何に鐵砲が重用されたか知られる。^{〔註一四〕}慶長七年九月廿四日の忠恒の莊内
 出陣の時の軍法十條の中にも弓鐵炮射とをしの事付分捕にゆみ鐵炮可付事
 とある。^{〔註一五〕}貴久の時は鐵砲は未だに前裝火繩銃にして發射速度遅く實戰の繼
 續に不利であつたので、後天正二年大隅牛根早崎に於て島津中書家久は新納

島津中書家久
の新戦法考案

關狩
島津家合傳流
戦法

馬政
中世以後の諸
牧

氏久の在轡集

亞刺比亞馬の
輸入

忠元と共に一戦法を考案し、關狩を行ふて之を訓練し、島津家合傳流戦法の基
 礎となつたといふ。後徳川時代には時流を逐ふて甲州流軍學が採用された
 が、徳田邕興等の合傳流の長を説く者は之を研究した。^{〔註一六〕}

次に馬政に就て述べてをかねばならない。三州の馬牧として中世以來顯
 れたものは、忠久の代より名ある瀬崎野牧^{〔水田〕}を始め、貞久の時川上親久の開い
 たといふ吉野牧は後世まで有名であり、種子島鹽屋牧も康永の頃より興つた
 と傳へられ、師久の時寄田野牧^{〔薩摩郡〕}あり、氏久に至つては、自らが在轡集を著した
 程であるから、佐野高原^{〔内前洲〕}、大瀬多尾^{〔野吉〕}、市來野牧^{〔市來〕}、嶽腰^{〔嶽腰〕}あり、勝久の
 時、春山野牧^{〔伊集院〕}が設けられた。島津氏以外にも蒲生氏の青色牧^{〔蒲生〕}、肝付氏の
 檢見崎牧中牧、高崇寺牧、鹿屋高牧、彌寢氏の小根占高牧、祁答院氏の九尾牧^{〔宮之〕}
 が知られる。^{〔註一七〕}忠良の時には伊作牧、野間牧の復興があり、貴久の時に至つて、天
 文中亞刺比亞種の馬を輸入して之を吉野牧に移して、後に至るまで唐牧と稱
 したといふ。之はまた最初種子島氏馬毛島牧に入れ、更に島津氏が揖宿より
 吉野唐牧に入れたとも傳へられてゐるし、三國名勝圖會には唐牧を巴爾齊亞^{〔バルシヤ〕}
 牧と記してゐるから、彼斯馬であるともいはれる。^{〔註一八〕}斯くて貴久の時に知られ

義久義弘時代
新設の諸牧

南部馬の移殖

名馬と名騎士

義弘大坪流を
學び馬書を編
す

川上家と馬政

種子島の牛馬

る牧には、前記諸牧の外に喜入野牧があり、義久義弘時代に至つては、三州最大と言はれた福山野牧の開設(天正八年)を始め、烏帽子野牧(志布)、春山牧(東山)、長野牧(來入)、西別府牧(加治木)、嶽ノ牧(櫻島)、平野牧(清水)、浦之牧(加久藤)、澤原野牧(菱刈)又は(牧園とも)等十八以上が新設復興されるに至り、更に南部馬の移殖も傳へられてゐる。(注一九)慶長四年二月七日の忠恒の掟書の一條にも「瀬さき野いづみ野あくね野なが島野網津野、縣の事如前々これをとりたつべきの條、野馬あらくあたる間敷候、可令馳走事」と掲げられてゐる。(注二〇)

従つて馬事の傳ふべきもの多く、義弘の膝突栗毛、小紫忠恒の韃鹿毛の如き名馬、矢野主膳本郷伊豫の如き名騎士が出たが、義弘は自ら荒木元清(志安)、元満父子より大坪流の傳授を受け、忠久以來の鎌倉流(御家流)に一層の研鑽を加へ、また馬書十二卷を編し(注二一)臣下には川上家は忠國の時道安以來代々斯道を以て聞え、義久の頃經久(芳)がある。(注二二)朝鮮役後、彼の地より齎せる「牛馬」は種子島に於て飼養されて奇獸として知られてゐる。(注二三)しかし薩藩に於ては、元來戰場に騎戦なく、専ら歩兵を用ひたとは徳田邕興のいふ所で、従つて軍賦に於ても騎馬衆に關しては寛永以後見られる所が多い。(注二四)

慶長二年義弘
の掟書

その他島津氏の治世の一般を窺ふに足る法規の内、特に興味あるもの二三を擧げてみたい。義弘の慶長二年二月、朝鮮出陣の際残した掟は左の十八條であるが、これは限之城役人に宛てたもので、帖佐に於ける同様のものも知られてをり、尙ほ各所にあつた筈である。(注二五)

掟

- 一 京都・高麗之御公役。無緩可相調事
- 一 諸代官もし構私曲。猥儀於在之者。爲諸百姓中。無用捨有様可致直訴事
- 一 於普請衆者。無懈怠可罷出事。付もし懈怠之者於在之者。則過怠普請可申付事。萬一難澁輩あらば。めいしくしるしをき。爲其地頭可申上事
- 一 諸事爲其地頭申付儀。晝夜共無異儀可相勤事
- 一 晝夜共於小路高雜談高笑。其外猥振舞にて。在高麗在京人以下留守居之者之門にたゝずみありき候儀。并さと宿停止たるべし
- 付横目之者共申置候事
- 一 惣別在國之者共。上下共もし猥儀於在之者。たれぐたりといふ共。見立聞立有様於申上者。褒美をなすべき事
- 一 毎月地頭所に朔日・十五日之出仕懈怠有間敷事

- 一 女方之嗜肝要たるべし。就中人の妻をぬすみ。慮外之振舞仕者あらば。見立聞立實否を糺し。爲其地頭可令討罰事
- 一 毎座酒を過すまじき事。付酒狂仕者あらば。過物を相懸べき事
- 一 人の留守居にもし用所あらば。然々之使を以申べし。取分若輩として自身出入せしむる儀。一切停止たるべき事
- 一 他所ありき停止之事。但無餘儀用所あらば。其地頭にいとまをこひてまかり出べき事
- 一 火用心油斷有間敷事。付自火には過物有べき事
- 一 其地頭食仕候者。萬一猥儀在之而。於構私曲者。其地頭緩たるべく候間。能念を入可申付事
- 一 分國中者。公用之外。私之上洛可爲停止。但商買人者此外たるべき事
- 一 いづみ御藏入より或走者。或賣人買取於拘置者。早々可相返。自今以後走者之儀者申にをよばず。いづみよりの賣人一切買取間敷事
- 一 當所隈城之儀者。御藏入之堺。又北郷領彼是出入在之事候條。諸事念を入每物令遠慮肝要に候。就中喧嘩口論之儀。一切停止たるべき事
- 一 下馬之儀。侍至之外。其沙汰有間敷候事

- 一 一向宗之儀。先祖以來御禁制之儀に候之條。彼宗體になり候者。曲事たるべき事

慶長二 二月廿八日

義弘(花押)

又慶長四年、忠恒が先きに秀吉の直轄地となつた出水郡を復した時、同郡に下したとおもへる掟は次の如くである。(注二七)

- 一 當郡中之奉公人・百姓他領へ奉公。又はむさと(田地)たちをあけ候ふ儀停止。此跡に來りたるやから在之共、(地下)地家としてめしかへすべし。或其身りくつを申かへらず。又かゝへをかるゝ人あらば。さきくきとゞけ可申上候。此方よりことわりめしかへすべき間。下にて申事はいたすまじき事
- 一 諸浦舟着をき目之事。かご嶋いまゝでの法度之ごとくたるべく候。然間いわれざる儀。下を申かけ候はゞ承引有間敷候。并分國水主・百姓當郡へはしり候はゞ。ことわりにまかせ如本かへすべき事
- 一 瀬さき野・いづみ野・あくね野・なが嶋野・網津野・縣之事。如前々これをとりにたつべきの條。野馬あらくあたる間敷候。可令馳走事
- 一 當郡肥後堺目之儀。此跡之ごとくたるべきの條。自然他領よし無如何儀

申かけられ候共。下にて申事不仕。此方へ可訴事
 一道筋において。旅人にたいし。慮外のしたてあらば。たといむら(村)はなれに
 て。双傷(殺)截害の儀もしあらば。ちかき村曲事たるべきの條。可得其意事
 一在々市町において。をしうりをし。かいかい停止。并喧嘩之儀者。双傷截害にお
 いては。たとい一方安泰たりといふ共。相方可爲成敗事

慶長四年二月七日

忠恒(花押)

門割制度の前
世の門の意義

名頭

次に土地制度の中に於て、特に近世の農政を見る上に不可缺の關係にある
 門割制度に就て、近世以前の文書に見らるゝ所を述べることとする。
 門が後に農政上の一區劃として重要な要素となつたのは、思ふにその發端
 は鎌倉時代以降のことと、中世庄園内部の事情に由つて助長されたものと思
 はれる。庄園に於ては、多く斯かる場合、名を以てするのが普通であり、名の所
 有者即ち名主は門割に於ける名頭に相當し、名主と名頭とは庄園に於ける意
 義は等しいものである。名頭は所見としては實に古く、鎌倉初期の建保五年
 入來院文書に薩摩郡内山田村名頭職があり、この職に對し、同文書の他の所で
 は地頭と同様に用ひられてゐたから、地頭名頭名主は時に同意義に使用され

門は名内の小
區劃

文書に現るゝ
門

坪付と門

門の課役

たものゝ如くである。當時は一地主の所有地が廣大であつて地位も高かつ
 たが、時代が降るにつれて、この所有權は横に分割されて狭小となつたばかり
 でなく、縦の關係に於ても、亦上下に種々の作職が設定されて複雑化した。門
 は實にこの名内の小區劃であつて、換言すれば多數の門の集合したものが名
 を爲すのである。門の文書に現れるのは比較的遅く、正平二年貞和三年六月沙彌
 定阿坪付に、飢肥南郷内諸麥門等の見ゆる頃から漸く多く、應永貞元永享以後、逐次
 所領關係の宛行狀に門付を記するやうになつてくるが、坪付として檢注した
 ものは、應永十八年十一月十三日樺山文書の上小河村水田坪付のにいたの門
 三町六段のものが比較的早いもので、永祿天正年間に至ると、殆んど多くの坪
 付は門を記載するやうになつてくるのである。これらの坪付は一門内の反
 別と字アテとを記載し、斗代を書かないのが普通であつて、一門は平均して一町二
 三段であり、一二段宛のほり町を加へる。

この様に門の坪付は斗代を附さないものが大部分である爲め、門にかゝる
 課役を知り得ないが、次の安養院文書はこの點に於て若干參考になる。(注二九)

西原門分

此内百六十八文除、三百二十六文
田の成物一貫百六十八文

- 一 田の成物一貫
- 一 桑代 百文
- 一 藪の成物百三十文
- 一 秋さつしやう (雜掌) 三百文
- 一 けんちうまい (檢注米) 一斗四升五ちぜんのます
- 一 むきのぬんし (員數) 五斗のべは七斗

應永十八年卯拾月七日

宗 純(花押)

次第に門を單位として組織化する

一向宗の禁制

庶民信仰の發展

而して此の頃の門の名を見るに、名が然るやうに一門の所有者の名字を以て門の名とすることが屢ある。之等の坪付を見ることによつて、室町時代の末に徐々に門を單位とする農政上の組織が行はれてゐたことが知られ、文祿の檢地によつて大規模に整理されるに至つたのである。

最後に一向宗の禁制がある。應仁文明以來庶民の文化の發達を見ると共に、宗教上に於ても、彼等は眞言宗、禪宗等の貴族、武士階級の宗教とは自ら別箇の平易なるものを必要とした事は當然であり、日蓮宗、一向宗の如き直截簡明な信仰を受容れたのであり、その他熊野、彦山等の修驗者、廻國者に依る民間信

牛王寶印に見らるゝ信仰

熊野那智の檀那職先達職と薩隅日

仰も専らこの時代に流布し、これらは信仰と醫療とを以て庶民の間に迎へられたのである。熊野信仰のことは庶民のみならず、武士の間にも舊くより盛行した。いま牛王寶印に就て薩摩に遺存する起請文の牛王紙を見るに、熊野、新熊野、那智のものが最も多く、又彦山、或は鷯戸權現實嚴寺等のものゝ如き特殊のものがあり、正八幡宮のものと思はれるものも稀に存する。島津義弘が係年未詳六月廿四日那智山實報院へ送つた書狀にも、牛王紙の送附を謝してゐるものがある。注三〇 紀伊の米良文書に據れば、永享四年權少僧都快長は薩摩國一圓及び阿久根一門の檀那職を重代相傳し、嘉吉三年法印某は日向國飯熊の池坊の引旦那職を賣却し、文安四年には權大僧都道珊は薩摩大隅日向の檀那職を寛寶房に讓與してゐる。また同じく紀伊の潮崎八百主文書に南光坊の禰寢先達職が見られ、潮崎稜威主文書にも天文廿一年八月南光坊道範より日向國先達職を覺壽坊に賣却せるものが見える。彦山のも相當盛んであつたことゝ思はれるが、座主有清の判ある彦山法度條々の中に、

薩摩日向大隅へ旦那にゆく事。年中二度の外はゆくべからず。付此三ヶ國に旦那なきもの行事堅法度なり。但庵室等人にやとはれ爲名代と下る事。

彦山と薩摩

阿蘇山と薩摩

其様子によりゆるすべき事〔注三二〕とあり、阿蘇山に於ても係年未詳ながら、往昔以來の女人結界を侵して登山するものが多く、若し鹿兒島へ洩れ知られたならば、嚴重の處罰あるべきを年行事に警告せるものが見える〔注三三〕。また薩摩に於ては、冠嶽の先達職は代々守護の保護を受けて來たことは舊記雜錄にても知られる。

九州に於ける一向宗の隆盛

島津忠良と一向宗禁制

北原民部少輔の一向宗亂

西國における一向宗禁制の例

かくの如く民間信仰の盛行は室町季世に至つて何らの統制を蒙らず、巡國者の入國も可なり自由であつたと思はれるが、蓮如の弟子淨祐の九州布教以後、一向宗の宣教も蔽ふべからざる勢力を有したのであらうと考へられる。而して一向宗禁制の事實は、日新菩薩記に日新齋が一向宗を法華宗・基督教と共に、之を父母を輕んじ、神佛を疎んずる者とし、依つて是等の徒黨成敗に根を斷ち葉を枯すべき事をいへるを最初のものとするが、永祿五年二月頃、眞幸院領主北原又八郎の死後、その叔父民部少輔等が一向宗に成らざるものは討ち果すべしと言つて、亂を爲せりと傳へられ〔注三四〕、伊地知季安によれば、その後元龜年間一向宗信徒糺明の記録ありと言ふ〔注三五〕が、上井伊勢覺兼日記には天正十三年九月肥後隈庄に於て強制的に改宗を命せられた事實がある。文祿三年六月、日

一向宗禁制の原因に關する諸説

禁制の真相

向大光寺門前男女等の起請文は永代一向宗に歸依せざるべきを誓つたものであつて〔注三六〕、この外相良氏は天文二十四年、その家法に於て一向宗を禁制してゐたし、毛利輝元が天正十一年三月安藝嚴島社に下した禁制にも一向宗の一條が見える〔注三七〕。天正以後は次第に島津氏の法規としてこの事は明瞭となり、慶長二年の義弘の掟書にも之を載せてゐる。その禁制の原因に就ては、後世より、豊臣氏征薩の時、本願寺が秀吉に便宜を與へ、獅子島の一向宗徒が捷徑を教へたことに由り、島津氏の怒を買ふに至つたとする説や、伊集院幸侃が一向宗信者にして、その亂に連坐して禁止されたとなすもの、又は石屋眞梁が兩皇統御合體に勳功ありたるにより、後小松天皇より石屋に對し、一向宗禁制を勅許せられたりとの説等が擧げられてゐるが〔注三八〕、前二者は禁制の事實がそれよりも古いことによつて、又石屋の傳への如きは到底信憑せられず、何れも信するに足らないが、若しくは副次的理由たるに止るものである。思ふに當時一向宗徒はその本願寺との關係に於て教權を第一義とする立前にあり、國權に抵觸すること甚しいものがあつた。島津氏に於けるのみならず、後に各地にその禁壓せられたものを見るに、或は農耕の妨となると云ひ、道義上政教上悖戾する

といふのは、事實であらうが、その勢力の擴張せらるゝを放置するときには、かの一向一揆にまで發展する可能性が充分あつた。島津氏に於ても、その天正以前の領内外の諸豪族の服屬中に、北原氏の如く一向宗信徒との結合による一揆的反抗を見る憂があつた事は、秀吉の天正十五年以後の基督教禁壓に似た一面の理由があつた。この一向宗禁制が基督教の公儀法度以後之と併せて勵行され、藩制の強固となるに相應して、藩の権力維持の爲めの特種な觀念的支柱となり、明治に至るまで重要な政策の一つとなつた。

〔注一〕 種子島家譜三 南浦文集上 南島偉功傳

〔注二〕 鐵砲記 芝辻文書(鐵砲由緒記) 本朝武藝

小傳 武術流祖録

〔注三〕 舊記雜錄前編卷四二

〔注四〕 種子島家譜三

〔注五〕 國友鐵砲記

〔注六〕 種子島男爵家文書

〔注七・八〕 舊記雜錄後編卷四八

〔注九〕 薩藩戰史考證

〔注一〇〕 舊記雜錄前編卷四五 天文及慶長頃の掟集

〔注一一〕 島津家御舊制軍法卷鈔上參照

〔注一二〕 舊記雜錄後編卷一〇

〔注一三〕 舊記雜錄後編卷八

〔注一四〕 舊記雜錄後編卷一七 天文慶長頃の掟集

〔注一五〕 袖ヶ崎島津公爵家文書

〔注一六〕 薩藩戰史考證

〔注一七〕 山田聖榮自記 三國名勝圖會卷九・一六・一八・二三・三九・四七・五九 西藩田租考 新編島津氏

世録支流系圖川上譜 舊記雜錄前編卷二七 鹿兒島

縣畜産史上卷

〔注一八〕 三國名勝圖會卷二・二九 加世田再撰史

鹿兒島縣畜産史上卷

〔注一九〕 舊記雜錄後編卷一 三國名勝圖會卷二〇・

三四・三五・三六・三七・四三 上井伊勢覺兼日記一・

五 西藩田租考 鹿兒島縣畜産史上卷

〔注二〇〕 袖ヶ崎島津公爵家文書

〔注二一・二二〕 新編島津氏世録正統系圖第一八・同

支流系圖川上譜 舊記雜錄後編卷二六 薩藩先公遺

徳上 南浦文集上 鹿兒島縣畜産史上卷

〔注二三〕 三國名勝圖會卷五一 鹿兒島縣畜産史上卷

〔注二四〕 島津家御舊制軍法卷鈔

〔注二五〕 揖宿朔郎氏所藏文書

〔注二六・二七〕 袖ヶ崎島津公家文書

〔注二八〕 梅北文書

〔注二九〕 舊記雜錄前編卷三三

〔注三〇〕 米良文書二

〔注三一〕 彦山文書一

〔注三二〕 西岩殿寺文書一

〔注三三〕 舊記雜錄後編卷三

〔注三四〕 一向家御禁制愚案

〔注三五〕 大光寺文書二

〔注三六〕 野坂文書

〔注三七〕 陰徳太平記卷七四 川上久良編(薩藩と眞


宗關係參考書類) 盛香集卷二

昭和十四年四月十五日印刷
昭和十四年四月二十五日發行

發行者兼 鹿兒島縣

印刷者 東京市京橋區築地一丁目十四番地
川橋源三郎

印刷所 東京市京橋區築地一丁目十四番地
仁川堂川橋印刷所



2-30

Faint, illegible markings and a rectangular outline in the center of the right page.

766

51

